

# 第 52 回人権理事会公式文書

房野 桂 訳

## 売買と性的搾取の子ども被害者とサヴァイヴァーのための 補償

### 子ども買春、子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料 を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者報告書

#### 概要

本報告書の中で、子ども買春、子どもポルノ、その他の子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的虐待に関する特別報告者 Mama Fatima Singhateh は、彼女の前回報告書以来行われた活動の全体像を提供し、売買と性的搾取の子ども被害者とサヴァイヴァーの補償に関するテーマ別調査を示している。テーマ別調査には、保障と司法へのアクセスの子どもの権利、現在の格差と課題、このの問題に関する様々なステイクホルダーの好事例と経験の全体的問題の分析が含まれている。特別報告者は、売買と性的搾取の子ども被害者とサヴァイヴァーに対する補償の提供に関する国内及び国際枠組みの立案と実施に向けて貢献する目的で、国家とその他のステイクホルダーのための一連の勧告を述べている。

#### I. 序論

1. 人権理事会決議 7/13 と 43/22 に従って提出される本報告書の中で、子ども買春、子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者は、売買と性的搾取の子ども被害者とサヴァイヴァーのための補償に関するテーマ別調査を示している。この調査には、保障への子どもの権利と司法へのアクセス、現在の格差と課題、この問題に関する様々なステイクホルダーの慣行と経験の全体的問題の分析が含まれている。
2. 報告書には、前回の報告書以来、特別報告者が行った活動に関する情報も含まれている。

## II. 特別報告者の活動

### A. 国別訪問

3. 特別報告者は、2022年6月21日から30日までモーリシャスへの、2022年11月28日から12月8日までフィリピンへの公式訪問を行った。

4. 特別報告者は、公式訪問を行いたいという彼女の要請に対するウルグアイ政府から受け取った前向きな回答を高く評価し、2023年5月の来るべき訪問を楽しみにしている。

### B. コミュニケーションとプレス・リリース

5. 検討期間中に、特別報告者は、他のマンデート保持者と共同で、そのマンデートの範囲内に当る問題に関して、各国政府にコミュニケーションを伝えた。彼女は、違法な国家間養子縁組のようなテーマ別問題と世界観光デー、子どもの性的搾取、虐待及び暴力の防止と癒しのための世界の日、女性に対する暴力撤廃国際デー及び「世界人権宣言」採択記念日にあたって、他のマンデート保持者と共同で、プレス・ステートメントを出した。

### C. 総会及びその他の活動

6. 2022年9月1日と2日に、特別報告者は、すべての女性と女兒によるすべての人権の完全で効果的な享受に強制結婚が与える否定的インパクトに関する人権理事会決議48/6に従って、国連人権高等弁務官事務所が開催したワークショップに貢献した。特別報告者は、コロナウィルス病(COVID-19)の流行に続く回復努力の状況で、子どもの早期・強制結婚に対処する実際的措置に関して入念に述べた。

7. 2022年10月7日に、特別報告者は、「持続可能な開発目標」の枠組み内での売買と性的搾取に対する子どもの脆弱性への対処に関するテーマ別報告書を総会に提出した。彼女は、家族の脆弱な状況、無規制のデジタル環境への暴露、施設のケアまたは代替のケア内に存在する危険によって増幅される害悪に対処するための好事例と勧告を強調した。

## III. 売買と性的搾取の子ども被害者とサヴァイヴァーのための補償に関するテーマ別調査

### A. 導入と範囲

8. 補償と移行司法の領域に対する被害者を中心とした取り組みの領域で行われた重要な作業にもかかわらず、売買と性的搾取の子ども被害者とサヴァイヴァーは、国際・地域人権条約の下に書かれているように彼らに対して行われた侵害に対して相当の補償はほとんど与えられず、家族や地域社会と和解し、彼らを保護するために目論まれたシステムに対する適切な改革を目撃する適切な機会もほとんど与えられなかった。

9. 害を受ける前の以前の状態に被害者を戻すことは完全には可能ではないが、それでも補

償は、売買と性的搾取の子ども被害者とサヴァイヴァーにとって意味ある償いと回復の重要な構成要素である。本テーマ別調査の中で、特別報告者は、紛争の状況でも、紛争のない状況でも、売買と性的虐待と搾取の悪影響を受けてきた子どもにとっての補償の範囲と重要性を調べている。特別報告者は、意味ある補償を確保するために、効果的で、適切で、速やかな補償を守るための手段を含め、国際基準に従って採択できる措置に関して、勧告を出している。

10. 報告書の準備を伝え、文献の見直しに加えて、特別報告者は、調査の範囲に関連する慣行の特例に関して、各国、国内人権機関、市民社会団体、国連機関、学界及び個人からの寄稿の呼びかけを出した。特別報告者は、本報告書を豊かなものにする手助けとなった貴重な寄稿のためのインプットの呼びかけに応えたすべてのステイクホルダーに感謝したいと想っている。

## **B. 国際的な法的枠組**

### **1. 子ども被害者とサヴァイヴァーの補償の定義と重要性**

11. 補償の司法措置は、国際的な法的規範と基準の下での統一された公約にもかかわらず、国々にわたって様々である。多くの国々は、未だに、法律の採択と子どもに優しいサービスの実施を含め、法的・規制的枠組を完全に事業化する必要がある。

12. 国連子ども基金(ユニセフ)と WeProtest 世界同盟は、調査された国々の 20%近く(42か国中 8 か国)が、性的搾取と虐待の子ども被害者とサヴァイヴァーのための効果的な救済策または補償を有しておらず、そのような措置が存在する国々においてさえ、それらは必ずしも包括的でも十分でもないことを示した。

13. 重要な問題は、国内・国際枠組み内の現在の規定が、補償に対する被害者とサヴァイヴァーのニーズにどのようによりよく対応できるかである。国際法の範囲内での補償の定義は、時代が変わるとともに継続して成長し、改善し、適合し、調整している。2005 年に、総会は、「国際人権法の重大な侵害と国際人道法の重大な侵害の被害者のための救済策と補償への権利に関する基本原則とガイドライン」を採択した。その採択は、補償への権利に対する一層の理解を提供しており、様々な裁判所の管轄権内でますます言及がなされつつあるので、画期的であった。

14. 補償措置には、性質が象徴的で、物質的で、個人的または集団的でもある原状復帰、補償、リハビリ、満足、再発防止の保障が含まれることもある。補償は、子ども被害者とサヴァイヴァーが受けた侵害と害悪の重大性に釣り合ったものであるべきである。例えば、補償には、犯人の懲罰、機関が責任を取ること、虐待を認めること、公的謝罪、再発防止の保障、個人への財政的補償、リハビリの支援、国が管理する被害者補償プログラムからの支援、雇用の回復、年金、無料または助成金のある教育へのアクセス、医療ケアと心理的・法的・社会的サービスへのアクセス、被害者の記念碑と捧げもの、被害者の尊

厳、名声、権利を回復する宣言または法的決定が含まれることもある。

15. 真実、正義、補償、再発防止の保障に関する特別報告者は、単なる償いと補償との間の違いは、補償にはそのように理解されるために何らかの形の責任の承認を伴わなければならないと述べた。そのような承認の否定と子どもに対して行われた罪に対する矯正を提供する手段を取ることができないことは、刑事責任免除を拡大し、汚名、社会的排除、家族の崩壊を強化する。

16. 「償いと補償への女性と女兒の権利に関するナイロビ宣言」(2007年)によれば、補償は犯罪と違反の直接的理由と結果を超えて、女性と女兒の生活を否定的に形成している政治的・構造的不平等に対処することを目的としなければならないと述べた。年齢とジェンダーと文化的状況に特別な注意を払って、子ども被害者とサヴァイヴァーの特定の経験についての一層の理解が、補償プログラムをどのように最もうまく適合させるためにさらに特徴づける手助けができるので極めて重要である。

17. 補償を得るプロセスは、それ自体がエンパワーするものであり、変革的であり、持続可能であり、被害者を中心としたものであるべきである。女性と女兒に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、補償には再発防止の保障と底辺にある構造的原因に重点を置いた変革的可能性があるのではないかと述べた。従って、その結果としての傷の癒しと関係の再建は、個人にも社会集団にも役立つことができる。

18. 様々な事例が証明したように、補償は、紛争によって形成された地域社会内の格差を狭めることができ、回復と開発を推進する効果的な政策ツールとなる可能性を持つ。

19. 学術的回顧と市民社会のアドヴォカシーが、国内・国際アジェンダにジェンダーに配慮した補償の問題を据えることにさらに貢献してきた。「組織的で 紛争に関連した性暴力についての情報を集め利用するための世界的行動規範(Murad 規範)」は、組織的な紛争関連の性暴力とジェンダーに基づく暴力の被害者とサヴァイヴァーからの情報を捜査し、発見し、収集し、記録するための倫理手続きを確立して、サヴァイヴァーを中心とした対応を女性と女兒に提供するためのこの国際的に増加している懸念の最高の表明である。

## 2. 国際人権法

20. 人権侵害を受けた者は、救済を得る権利があり、同時に個人の加害者と国家は、この権利を満たす責務がある。

21. 「子どもの権利に関する条約」の下で保護される権利は、国際人権法と国際人道法が相互に補強しあい、締約国の管轄権内にいるすべての人々を治外法権的に保護しているので、紛争の場でも紛争のない場でも当てはまるべきである。

22. 子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」第9条(4)の下で、締約国は、すべての子ども被害者が、法的に責任を有する者から損害に対する補償を差別なく求める適切な手続きにアクセスすることを保障する

よう求められている。

23. さらに、「子どもの権利に関する条約」の第 39 条の下で、締約国は、何らかの形態のネグレクト、搾取または虐待、拷問またはその他の形態の残酷、非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰または武力紛争の子ども被害者の身体的・心理的回復と社会統合を推進するあらゆる適切な措置を取るよう要請されている。そのような回復と再統合は、子どもの健康、自尊心、尊厳を育成する環境で行われるべきである。

24. 「条約」実施の一般的措置に関する一般コメント第 5 号(2003 年)の中で、子どもの権利委員会は、子どもとその代表が利用できる効果的で、子どもに配慮した手続きがあることを保障することに国家が特別な注意を払うことを意味して、子どもの特別な依存状態がその権利侵害に対する救済策を追求する際に、真の困難を生み出すと述べている。これら手続きには、自己アドヴォカシーに対する支援、独立した苦情手続きと必要な法律及びその他の支援のある裁判所へのアクセスを含め、子どもに優しい情報、助言、アドヴェカシーの提供が含まれるべきである。第 39 条で要請されているように、補償と必要な場合は身体的・心理的回復、リハビリ及び再統合を推進する措置を含め、適切な補償があるべきである。

25. 委員会は、締約国が、(a)医療ケア、社会再統合、被害者の身体的・心理的回復のための関連サービスが、必要としているすべての子どもたちに国中で無料でアクセスでき。そのようなサービスを提供する人は、有資格の訓練と必要な専門知識を有していることを保障し、(b)締約国の領土内に自分がいることが分かった外国の被害者を含め、細かく監視される裁判後の再統合サービスを含めたケアと支援の包括的な連続を開発し、(c)現金の支払いに加えてまたはその代替手段として、長期的に被害者に利益を与えることができる教育または所得創出活動のための財政的またはその他の支援という形態で提供されるかもしれないその特別な状況、個人的意見と生涯の見通しにより、どの形態の補償がそれぞれの子ども被害者のためにに好ましいかを注意深く検討することを勧めている。

26. 子ども司法制度における子どもの権利に関する一般コメント第 24 号(2019 年)の中で委員会が述べているように、慣習的司法プロセスと成果は憲法と法的・手続き上の保障に沿うべきであり、類似の犯罪を犯す子どもたちが平行する制度またはフォーラムで異なった扱いを受けているならば、不公平な差別が起こらないことが重要である。

27. さらに、委員会は、デジタル環境に関連する子どもの権利に関するその一般勧告第 25 号(2021 年)の中で、締約国は、事例のリファールための枠組と被害者である子どもへの効果的支援の提供を確立し、調整し、定期的に監視し、評価するべきであると述べている。枠組には、被害者である子どもの明確化、治療法とフォローアップ・ケア及び社会統合のための措置が含まれるべきである。被害者である子どもの明確化に関する訓練が、デジタル・サービスのプロヴァイダーを含め、リファール・メカニズムに含まれるべきである。そのような枠組内の措置は、捜査と司法プロセスの状況での子どもの再被害

と二次被害を防止するために、多機関の子どもに優しいものでなければならない。これには機密性のための専門の保護とデジタル環境に関連する害悪を矯正することが必要かも知れない。

28. 委員会は、締約国はそれぞれの国から来ている子ども被害者に効果的な法的及びその他の支援を提供するために、他の国々と協働するための2国間協定に署名するべきであると述べてきた。委員会は、締約国が子どもの回復のための定期的で予見できる予算プロセスを確立し、子ども被害者のためのサービスの開発と財源の監視への公共セクターの関りを強化し、市民社会団体の活動を支援し、子ども被害者の回復と再統合を国内・州・地方レベルでの子ども保護制度の支援構造の不可欠の部分とすることを勧告してきた。

29. さらに委員会は、締約国が専門サービス、適切な支援、年齢にふさわしい情報が、子どもが理解する言語で子ども被害者に提供されることを保障するために国内の専門知識を高めることを勧告してきた。委員会は、締約国が、当該締約国の国民または居住者ではない者を含め、すべての子ども被害者に、「選択議定書」第9条(4)に従って、法的に責任のある者から差別なく補償を求める適切な手続きへのアクセスがあることを保障し、被害者が加害者から補償を得ることができない事例のために被害者補償基金の設立を検討すべきであることを強調して来た。

30. 地域人権条約の中で、補償への権利に関する規定は、「人権と基本的自由の保護条約」(欧州人権会議)の第5条(5)、第13条及び第41条、「人の強制失踪に関する米州条約」の第X条、「拷問を防止し罰するための米州条約」の第8条と9条、「米州人権条約」の第10条と25条、「人権と諸国民の権利に関するアフリカ憲章」の第7条と21条、「国連国際組織犯罪防止条約」を補う「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」の第6条と8条、及び「アラブ人権憲章」の第12条と23条に含まれている。

31. 「性的搾取と性的虐待からの子どもの保護に関する欧州会議条約」(ランザロート条約)の下で、締約国は、あらゆる法的防止措置を取り、あらゆる手続きを確立し、性的搾取と性的虐待の子ども被害者に支援を提供し、子どもを保護し、加害者を訴追するために必要なあらゆる手続きと施設を設立しなければならない。

32. 欧州会議は、司法への子どものアクセスと司法における待遇を高め、到達できる最高の程度ですべての子ども権利の尊重とその効果的实施を保障するために、子どもに優しい司法に関する欧州会議閣僚委員会ガイドラインを含め、子どもに優しい司法の分野で、様々な基準とガイドラインを生み出してきた。

### 3. 国際人道法

33. 国際人権法に比べて、国際人道法の違反に対する補償を支配する枠組は、遥かに限られており、規定はより明確さを欠き、被害者の権利を強調できていない。「地上戦の法律

と慣習に関するハーグ条約(IV)」の第3条によれば、「条約」に付随する「規則」に違反する交戦国は、もし事例が要求するならば、補償を支払わなければならないであろう。

34. 同様に、1949年8月12日の「ジュネーブ条約追加議定書」の第91条の下で、「国際武力紛争被害者保護(議定書I)に関連して、「条約」または「議定書」に違反する紛争当事国は、もし事例が要求すれば、補償を支払わなければならないが、武装集団の一部である人々によって行われたすべての行為に対して責任がある。

35. 苦情委員会と特別仲裁法廷は、その特定の目的のための性質と関係する国の意向によって限られるけれども、国の裁判所よりも補償の要求を主張する個人にとって伝統的により成功する方法であった。

36. さらに、安全保障理事会は、武力紛争の状況での子どもに対する以下の6つの重大な違反を明らかにした: ①兵士としての子どもの徴兵と使用、②子どもに対する性暴力、③子どもの殺害または子どもを障害者にする、④子どもの誘拐、⑤学校または病院に対する攻撃、⑥子どもに対する人道的アクセスの否定。2005年に、安全保障理事会は、新たに設立された子どもと武力紛争に関する監視・報告メカニズムの報告書を検討するために、子どもと武力紛争に関する作業部会を設立した。

37. 2018年に、安全保障理事会は、大量殺戮、人道違反の犯罪、戦争犯罪及びその他の子どもに対して行われた言語道断の犯罪に対して責任のある者を捜査し、訴追する全ての国家の責任を強調し、武力紛争中に犯罪を行ったことに関係しまたは非難された子ども達が国際法違反の被害者として主として扱われるべきであることを強調し、これら子どもたちに汚名を着せることを避けるために意識を啓発し、地域社会と協力するのみならず、保健ケア、心理的支援、教育プログラムへのアクセスを含め、武力紛争の悪影響を受けた子ども達のために長期的で持続可能な再統合と更生の機会に重点を置くよう加盟国を奨励した。

38. 敵意から子どもを保護するための基準と公約は、安全保障理事会決議2493(2019年)と2664(2022年)、「武装軍または武装集団とつながりのある子どもたちに関する原則とガイドライン(パリ原則)」、「安全な学校宣言」及び「平和維持と子ども兵士の徴兵と使用の防止に関するヴァンクーヴァー原則」を通してさらに強化されてきた。

39. 2022年に、ユニセフとセイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナルが共同議長を務めるパリ原則運営部会は、悪影響を受けた子どもたちの防止、釈放、再統合のための戦略を開発し政策とプログラムを設置する際に、子ども保護の専門家、政府の役人、政策策定者、ドナー、提唱者、地域社会にガイダンスを提供する*パリ原則運用*ハンドブックを出版した。

40. 2022年にも、欧州会議のランザロート委員会事務局は、移動の悪影響を受けている子どもたちの高い危険の状況で、性的虐待からの子どもたちの保護に対処するために、*危機*

と緊急事態の状況での性的搾取と性的虐待からの子どもの保護に関するハンドブックを開始した。

#### 4. 国際刑事法

41. 国際刑事法は、以前よりも 20 世紀の最後の 10 年で、実施の程度が最も高くなった。国際刑事裁判所設立条約は、重大な侵害を構成する子どもに対する行為を列挙している。その第 68 条の下で、「裁判所」は、被害者と証人の安全性、身体的・心理的福利、尊厳、プライバシーを保護する適切な措置を取るよう要請されている。

42. 国際刑事裁判所設立条約の第 75 条は、原状復帰、補償、リハビリを含め、その司法権の下で犯罪の被害者への補償に関連する原則を確立するために国際刑事裁判所をエンパワーしている。

43. さらに、国際刑事裁判所設立条約の第 79 条は、国際刑事裁判所の管轄圏内の犯罪の被害者とそのような被害者の家族のための信託基金の設立を規定している。被害者のための信託基金は、被害者とその家族が支援、つまり心理的リハビリ、身体的リハビリまたは物質的支援を他の資金の利用を通して受ける可能性を規定している。

44. 被害者のための信託基金は、国際刑事裁判所にかかっている補償の 5 つの事件、つまり①検察官対 *Thomas Lubanga Dyilo*、②検察官対 *Germain Katanga*、③検察官対 *Ahmad al-Faqi al-Mahdi*、④検察官対 *Bosco Ntaganda* 及び⑤検察官対 *Dominic Ongwen* に現在関わっている。裁判所は、住居手当、被害者が PTSD を管理する手助けをするための心理的カウンセリング、社会経済的支援、個人補償賞を含め、様々な型の補償を与えてきた。これらの賞が補償への子どもの権利を保護し推進してきた程度を評価するには時期が早すぎる。

45. さらに、経済社会理事会は、「子ども被害者と犯罪の目撃者がかかわる問題における司法に関するガイドライン」の中で、完全な補償と再統合と回復を達成するために、犯罪または申し立てられた犯人または犯人の集団の訴追におけるその役割にかかわらず、犯罪の被害者または目撃者である 18 歳未満の子どもまたは思春期の若者と定義されている子ども被害者は、完全に補償、再統合、回復を達成するために補償を受けると述べて、補償の要素にさらに光を当てている。

### C. 格差と課題

#### 1. 法的枠組み

46. 国際人権法は、権利の侵害に対する補償への子どもの権利を規定しているが、多くの国々は、それぞれの国内法の枠組みの下でこの権利をまだ明確に定義していない。法的枠組みが子ども被害者が受けた害悪に関して適切なガイダンスを提供するためには多くの作業がまだ残っている。

47. 特に、子どもの国境を超える移動とそれに続く虐待と搾取のような状況にとって、またオンラインの状況では一層そうであるが、補償と受けた害の証明に誰に責任があるのかを決め、一連の行為者の犯罪に対する責任を決定する点で、ユニークな課題が提起される。違反の繋がり内での責任逃れの要因も評価し、考慮に入れる必要がある。

48. 同意の年齢のない性的な性質のものを含め、18歳未満の子ども結婚、子ども労働、子どもの虐待、子どもの搾取のようなその他の犯罪を犯罪化せず、補償も提供しない国内法の中に継続して格差が存在する。含まれる性的搾取の形態は、しばしば範囲が限られている。

49. 子ども被害者とサヴァイヴァーが、補償を主張することを妨げているその他の障害には、すべての子ども被害者とサヴァイヴァーに当てはまるかどうかに関する不明確な法の定義と彼らに資格のある補償の額に関する規定の欠如が含まれ、それによって、この問題を裁判官の指示に任せている。

50. 歴史的に、非国家武力集団、企業、世界銀行が賄う開発プロジェクト、及び多国間開発銀行を含む非国家行為者が、売買と性的搾取の子ども被害者とサヴァイヴァーのための補償に対処し、促進するための責務の担い手として不足してきた。

51. 非国家行為者の責任を定義し、組み入れ、通報メカニズムと苦情処理メカニズムの必要な利用と適用を保障する法律がなければ、非国家武装集団と行為が国家のせいである時に、責任は国家に対してのみ生じるので、補償への子ども被害者の権利を満たす際の格差は根強く続くであろう。

## 2. 手続き上の保障

52. 補償と自分の言語で子どもに優しい情報の普及を受ける際に、法的援助と手続きのための支援へのアクセスに関連する規定は、不適切である。最近の調査で、被害者とサヴァイヴァーの中には、そうできることを知らなかったのが虐待されている施設に対する市民の苦情を出さなかった者があることが分かった。

53. 子どもたちは、支援と助言をどこに求めるかについての情報にアクセスしていない。この問題は、子どもの性的虐待資料のオンラインでの制作、収集、配布を含むこれら犯罪の性質のために情報へのアクセスを超えた問題に直面しているオンライン搾取の子ども被害者にとって、また、加害者の身元を知らないかもしれないので、人身取引の子ども被害者にとってより痛切ある。

54. いくつかの法制度では、別個の刑事・民事手続きの要件は、虐待、暴力、搾取の場合に、子ども被害者が補償を受けることを課題の多いものにすることもある。煩わしい長い手続きが、手続き上の手段を取ることを彼らに思いとどまらせることもある。いくつかの法律では、多くが犯人の支払い能力にかかっており、これが補償の提供が国の資金によって裏付けされていない場合には、不適切となることもある。もう一つの要因は、時宜を得

た捜査と訴追のための不適切な資金から生じる事件の巨大な積み残しである。

55. 性的搾取の事件では、家族が被告から前もって実体的な解決策を受けことができる場合には、補償の授与を保障していない遅い時間のかかる国のプロセスにかかわる動機がないために、国の制度を通した補償を求めるよりはむしろ、子どもたちは、裁判所の外で搾取者を取り決めるを行う大変な圧力を受けている。裁判所の外での解決は、貧困がかなりの危険要因であるところでは、子どもと家族にとって刑事手続きの代替の選択肢として魅力があるように思えるかも知れないが、強く思い止まらせるべきである。

56. 子ども被害者のオンラインの性的搾取に関する多くの事件は、加害者が法的行為を避けるために子ども被害者に支払う非正規の「妥協」を通して解決されてきたことも報告されてきた。再び、刑事訴追と懲罰を避けるために子ども被害者への支払いがかかわるその役人によって、被害者のためのみならず、今後被害者となる可能性ある者のためにも強く思いとどまらせ、反対されるべきである。

57. 申し立てが裁判所によって拒否されることを避けるために、一定の時間枠内に通報することの重要性に子ども被害者とサヴァイヴァーは気付いていないかも知れないので、時効は保障へのアクセスへのもう一つの障害となることもある。従って、タイミングの問題は、子どもの補償へのアクセスを決定する際に重要である。紛争の状況では、ほとんどの国の補償計画は、利便さの目的で、18歳未満の者を補償の合法的な受益者として明らかにし、それによって、子どものところに起こった侵害の成人被害者が経験するトラウマに対処できないことになる。

58. 被害者とサヴァイヴァーは、身体的・心理的にそうする準備ができた時に進み出て、補償を要求する機会を与えられるべきであり、法律の狭い適用と厳しい期限のためにアクセスを否定されてはならない。

59. 法的支援制度が設置されているところでさえ、資格の基準が普通適用され、それによって被害者は、リハビリの目的で1年の居住許可証を持っていないからではないので、すべての子ども被害者が無料の法的支援に対して必ずしも資格があるわけではない。多くの国々で、子どもに配慮した政策と規則の欠如のために、法廷手続きにおいて子どもにかかる証明の重荷は、子ども被害者とサヴァイヴァーの限られた能力を仮定すれば、大きな障害ともなる。もし被告がその信憑性を疑問視したり、加害者の前に証拠を出すようさせられたなら、被害者にとっても困ったことになる。

60. 司法の場で、子ども被害者とサヴァイヴァーが伝統的に直面する手続き上の障害が、さらなる再被害に繋がり、子どもたちを報復の可能性、汚名、心理的害悪、地域社会と家族の排斥にさらすこともある。そのような事例の性質により、特に大量の侵害の状況で、行政上の補償プログラムは、ある程度の困難と訴訟に関連する経費、時には利用できないかも知れない証拠を集める必要性、反対尋問に関連する苦痛、司法制度の信用の欠如を緩和することができる。

61. 透明性の欠如とデジタル・プラットフォームからのデータの欠如は、オンラインの害悪から国民を保護しようとしている政府にとっての継続中の課題である。現在まで、産業は様々なステイクホルダーと完全には協力してこなかったし、そのサービス、プラットフォーム、供給網、これらに対処するために取っている手段を通して起こっている害悪の型について分かち合うべき情報、この情報がどのように示されるかを選んできた。

### 3. 国境を越えた協働

62. 司法へのアクセスは、被害者がよその国で犯罪に会っている時、彼らが補償を求めている国の合法的な居住者でない時に限られることもある。国境を越えた被害者である多くの子どもたちは、自分たちには身分証明書がなく、その国の居住者である証明もなく、従って、外国人の犯罪者が訴追を逃れる時、救済策がないままにされることもある。

63. 締約国に治外法権を確立するために必要な措置を取るよう締約国に要請している第4条と、身体的・心理的回復と社会統合と本国送還において子ども被害者を支援するための国際協力を強化することを要請している第10条のように、行為者と責務の担い手の責任を明確に説明している法律と実施メカニズムは、子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」の規定に効果を与え損なっている。被害者は、ほんの限られた数の事件で、犯人の国の裁判所から補償を受けていることを調査が示している。

64. 国が管理する補償プログラムは、補償が求められている犯罪の損害はその国境内で起こったことを要求するかも知れない。これは人身取引事件でよくあるように、様々な場所を動き回ってきた子どもにとって特に課題となる。

### 4. 資金

65. 拘束力のある国際条約での被害者賠償資金の確立が勧められる。異なった法制度では、補償メカニズムは、国が管理する補償プログラムを通してかどうか、法の裁判所を通してかどうか、または加害者を通してかどうか、形式の点で様々である。

66. 多くの国々で、資金は普通性的被害者に特に対処しておらず、資格の要件は、子ども被害者が利用できる可能性のある額があまりにも少ないので、被害者とその家族が、加害者との解決に同意する理由の一つであるという事実を指摘している。補償として支払われる資金が適切に利用されていることを保証する監視・評価措置の欠如を仮定すれば、それが子ども被害者とサヴァイヴァーの最高の利益になるように使われているかどうかを評価することは難しい。この側面は場合によっては重要性を持ち、後見人、家族または全地域社会が、加害者の主張の一部となり、このような場合には子ども被害者の補償にゆだねることが不適切となる。紛争の状況では、動員解除、武装解除、再統合プログラムの一部となる子ども兵士に対する虐待、暴力、搾取の子ども被害者とサヴァイヴァーのための資金を定める時に、正しいバランスが打ち出され、配慮が考慮に入れられなければ、社会の分裂

と怒りが思春期の若者と家族の間に生みだされるかも知れない。従って、全員が差別なく補償を受けることを保証するために、子ども被害者とサヴァイヴァーのそれぞれの集団のニーズを適切に評価することが重要である。

67. さらに、子どもに対する暴力に対応する必要性が増している。子ども被害者とサヴァイヴァーを防止し、保護し、更生させるサーヴィスと保護は、慢性的に資金不足である。政府開発援助の1%未満しか子どもに対す暴力をなくすことに投資されていないと見積もられている。同様に、総援助の1%未満がジェンダー平等努力を達成し、女性と女兒に対する暴力を防止する努力を支援するために女性と女兒の団体に使われている。

## 5. 汚名

68. 多くの子ども被害者とサヴァイヴァーは、さらなる汚名の危険を冒すことを恐れているので、補償にアクセスするために法的プロセスを通すことを避けることを選ぶかも知れない。今時の彼らの深い必要性は、自分たちが暮らす社会的・文化的状況内での評価と承認と支援を求めることである。これら特異性に関する限られた知識と補償メカニズム・プロセスの不適切なトラウマを特徴とする取り組みが、最も困っている子どもたちに対して気をそぐことにもなる。

69. 被害者であり、証人である子どもたちは、誤って、または故意に犯人と見なされるとさらなる困難に遭うかも知れない。この格差は性暴力の被害者に関連して一層厳しい。その結果、こういった被害者は、しばしば補償の話と利益において周縁化され、ジェンダーに配慮した取組はしばしばこの議論の中では考慮されない。

70. 特に紛争の状況で、様々な子ども被害者とサヴァイヴァーが行われた一連の行為の一つの源または一部に関係している時には、司法プロセスにおける全体的問題が、刑事的または民事的主張の道筋を利用している被害者またはサヴァイヴァーに対して引き起こされる困難を増幅することもある。子ども被害者とサヴァイヴァーは、司法手続きへの不平等なアクセスとそこから利益を得る不平等な能力のために、自分の事件と補償の要求を持ち出す際に困難に直面する。子ども被害者とサヴァイヴァーは、十分な支援、証拠、責任ある行為者、事件を出す関連法的フォーラムへのアクセスを見つけるその能力に基づいて恣意的な「懲罰」を受けることもある。

71. もう一つの欠陥は、性暴力から生まれた子どもたち、性暴力にさらされている男性と男児、脆弱な集団に属しているサヴァイヴァーの議論のある微妙な問題に国家とステイクホルダーが対処できないことである。

## 6. 能力

72. 性的搾取の子ども被害者と取り組んでいる法律執行担当官と専門家は、子ども被害者とサヴァイヴァーに関する犯罪の影響に対処する能力を欠いているかもしれないが、彼らが補償を得て、彼らを支援する際に中心的役割を果たしている。

73. ジェンダーの視点からの救済策と補償への権利を含め、国内・国際法の下での被害者の権利についての知識と実施の不適切さは、依然として克服すべき重要な課題である。子どもの性的搾取と虐待の事件で補償を求める被害者は、アクセスと実施の点でかなりの妨げに直面していることを調査が示してきた。

74. 子どもたちは、補償の資格があるかどうか、自分の見解を聞いてもらい、主張を申し立てるために法的相談と裁判所にアクセスできるかどうかを決定するのに必要な情報を持っていないかも知れない。情報を持っている場合でも、地域社会の怒りと特に以前の子ども兵士の場合には加害者と共に過ごした時間に対して保障が子どもに「褒美を与える」という見解のために申し立てを渋る子どももいるかも知れない。

75. 多くの国々は、子ども被害者とサヴァイヴァーに提供される補償を支える加害者の能力が限られており、事例ごとに基づいて異なるかも知れないことを仮定して、子どもの虐待と暴力と搾取の事件をカバーするために、国の補償資金と資金を運用する形式を制度化することの重要性に関して、未だに認識を欠いている。

76. 従って、司法へのアクセスを確保し、全体的な回復を助ける目的で、被害者と子どもに優しい救済策と補償を支援する努力を強化する緊急の必要性がある。そのような努力には、サービスの存在に関して被害者とその家族のために意識啓発とそれらにどのようにアクセスするかを通して、既存の救済・補償制度の効果的实施を保障し、子どものための法的権利意識に投資し、子どものための無料の法的援助の拡大を促進し、専門弁護士と法律事務員のサービスの国の中核グループを築くことが含まれるべきである。

77. 紛争の状況での子ども被害者とサヴァイヴァーに関しては、悪影響を受けた個人と地域社会のための前もっての支援と能力開発が、国際刑事プロセスへの参画に必要となるかも知れない。国際刑事司法は、重大で組織的な暴力の経験によってそのニーズが深刻で、能力が限られている大量残虐犯罪の被害者に関係している。これらニーズには、刑事手続きの余波における救済策と補償のみならず、刑事手続きにかかわるための個人と地域社会の能力開発が含まれる。

78. 資金が枯渇しているのも、もし新しい資金が利用できるようにされなければ、機関と団体は、再統合プログラムを打ち切るというジレンマに直面している。技術援助と能力開発という形態でのドナーと国家と国際社会からの継続する資金の欠如は、補償メカニズムの事業化を妨げ、プログラムを閉じる恐れがある。さらに、資金をより効果的なものにするために、それぞれの市の代表者は、子ども被害者とサヴァイヴァーのニーズと地方の地域社会の現場で何が起きているかにより気付いている可能性があるため、地方自治体のユニットは、中央政府を通してではなく直接に資金提供される必要がある。

## D. 好事例

### 1. サヴァイヴァーを中心とした補償計画

79. 多くの国々は、その国内の法律に保障に関する法的枠組みを統合するために、重要な試みをし、進歩してきた。2021年3月1日に、イラクの代表者会議によって可決された「ヤジディ生存者法」は、大量殺戮行為と人道違反の犯罪がダーイッシュによって行われたヤジディとトルクメン人とキリスト教徒とシャバック社会のために、財政・医療・心理支援を含めたいくつかの補償措置、土地と住居と教育と公共セクターの雇用におけるクォータ制を含め、いくつかの補償措置を約束している。

80. ナミビアは、心理的支援と療法、代替のケア選択肢、教育とスキルの開発、質の高い保健サービスと法的サービスへのアクセス、国の文書へのアクセス、裁判中の支援サービスの提供、紛争のない場での子ども被害者とサヴァイヴァーのための継続するニーズ評価と保護サービスを保障するために、様々な国のアジェンダ政策、育児保護フォーラムと法律を導入した。

81. 50か国以上の国々が、世界的対応を強化し、紛争関連の性暴力を防止し、司法と説明責任を推進し、サヴァイヴァーを支援することにより、紛争の場での性暴力をなくす目的で、2022年の「紛争イニシアティブで性暴力を防止する」会議で、宣言に署名した。さらに、40か国以上が、さらに進んで、これら犯罪に対して彼らが取ること実際的手段を概説する国の公約を提供した。例えば、スイスは、世界サヴァイヴァー基金との新しいパートナーシップを通して、紛争関連の性暴力から生まれた子どもたちに重点を置いて、サヴァイヴァーを中心とした補償のためのアドヴォカシー作業に675,000フランを寄付するであろう。

82. しかし、この進歩をさらに強化するために、法律がいかに施行されるか明確化し、その時宜を得た施行を保障し、NGOの勧告を尊重することにより、目に見える進歩を保障するために、国々が効果的でサヴァイヴァーを中心とした補償計画を採用することが極めて重要である。

### 2. 共同創出モデル: 尊厳を回復する目的で、受けた害悪と相当の補償を決定するプロセスへの子ども被害者とサヴァイヴァーの参画

83. より最近になって、子ども被害者とサヴァイヴァーの権利は、慈善の結果をただ受けることよりもすべての対応措置で中心的役割を果たすべきであるという認識が高まっている。被害者を中心とした取り組みから人権基準が当てはまり、従って、加害者に責任のある不正を経験した子どもには、保護と支援と補償への権利がある。この取り組みも、被害者の長期的尊厳と尊重が回復され、それによってさらなる害悪を減らし、その働きと自己決定権を強化するとを保障するために、機密性、安全性、尊重、非差別の原則を呼び覚ます。

84. 補償のための子どもを中心としたプロセスには、補償プログラムと手続きの企画・形成・立案・実施・監視・評価、事実の調査と脆弱な子どもに異なったインパクトを与える害悪を含めた害悪の決定、責任と侵害の底辺にある構造的根本原因の明確化、子ども被害者とサヴァイヴァーを侵害が起きる前の場所に戻すことを目的とする強制措置の決定に子どもの参画を必要とする。

85. 討論とプロセスへの子どもの参画の重要性は、いくら言っても言い過ぎることはない。年齢とジェンダーと文化的状況に注意を払うことは、根拠をより効果的に変革的に持続可能な対応にする手助けとなる。子どもの働きは、その関心と願いが規範的枠組みと制度的機構にわたって考慮に入れられるべき権利保持者として、手続き内で尊重されるべきである。これは、それ自体が重要な形態の補償であるかも知れない。広範な問題に関して、子ども被害者とサヴァイヴァーからのそのような参画がなければ、イニシャティヴは、その経験、関心、優先事項及びニーズを反映する可能性が少なくなる。

86. この点で、ユニセフは、2021年に、「子どものための司法を新たに認識する」と題する10年のアジェンダを開始した。これは、司法・福祉制度における子どもに対する法的権利意識への投資、関連する司法・行政手続きにおいて耳を傾けてもらう子どもの法的立場と権利の承認、無料の法的援助、代表、サービスへのアクセス、司法セクターへの社会活動と子どもの専門化の統合、子ども司法に関する戦略的訴訟の支援を要請している。

87. さらに、シエラレオネの真実・和解プロセスは、子どものネットワーク、子ども保護と子どもの権利の専門家と真実・和解委員会委員との間に確立される創造的パートナーシップを通して、子ども保護を子どもの参画とつなげる重要な教訓を提供してきた。このプロセスは、子どもの権利の重要なランドマークと描写され、国の長い紛争に続く真実を語り再統合するプロセスにおける子ども保護と参画の革新的手続きを確立した。この関りは、子どもがプロセスを形成しこれを地方の状況と環境に適合させることができるようにした。

### 3. 中間的救援措置の開発と実施

88. 法律と政策の下で、救済策または補償への資格があるかも知れないが、被害者とサヴァイヴァーは、救済策を待たされるままにされており、包括的なサービス、心理的ケア、生計への支援へのアクセスなく、紛争が終わるまで待たされるままである。特別報告者は、そのような状況で、移行措置の開発と中間的救援措置の実施を奨励している。

89. その結果、市民社会団体が、彼らのニーズにこたえるためにアドヴォカシー及びその他のサービスを提供している。従って、時宜を得て主張を処理し、リハビリ・サービス、土地、住居、雇用及び教育へのアクセスを促進し、彼らの約束を果たすための刑事責任を確保する責務の担い手の必要性がある。

90. 世界サヴァイヴァー基金が、世界中での紛争関連の性暴力のサヴァイヴァーの補償へのアクセスを高め、サヴァイヴァーと市民社会によって長い間明らかにされてきた格差に

対処するために設立された。この「基金」は、子どもを含めた被害者とサヴァイヴァーの生活に変革的で持続可能なインパクトを確保するための支援を国家またはその他の当事者が提供できないまたは提供したくない状況で、緊急の中間補償措置を提供している。プロジェクトは、文脈化と多様なステイクホルダーの参画を確保するために、サヴァイヴァーを中心とした共同作成モデルを通してあらゆる段階でプロジェクトの立案に紛争関連の性暴力とジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーをかかわらせることにより、生み出されている。これは、補償の実現可能性と効果を保障するためにサヴァイヴァーと市民社会とのかかわりを共同で生み出すために、単なる相談プロセスから離れている。

#### 4. 多様な機関の協働の強化

91. 全てのステイクホルダー---子どもたち、市民社会の代表者、第一対応者、医療と心理提供者、人道行為者、国内人権機関、地方の地域社会、ドナー、国家、国際社会---は、子どもに対して行われた侵害に対して、矯正と補償を強化する立場にあるべきである。メカニズムの効果を高めるために、機関、専門家または社会の間の協働が、子ども被害者とサヴァイヴァーが必要とする支援の種類を明らかにする手助けをする鍵である。例えば、トルコは、基本基準と原則を組み入れるために、被害者と接触する実践家、法律施行担当官と保健・司法専門家のためのガイドラインを確立した。

92. WeProtect 世界同盟の「モデルとなる国の対応」枠組みは、プロセス全体を通して子どもの権利と保護ニーズが優先されることを保障するために、子どもの性的搾取と虐待の捜査を扱っている法律施行ユニット内にソーシャル・ワーカーを国家が埋め込むことを検討するよう勧告している。いくつかの国々は、様々な機関の異なった役割と責任とどのように協力することが期待されているかを述べて、売買と性的搾取の子ども被害者とサヴァイヴァーの合同標準活動手続きを開発する各国政府の必要性を強調してきた。

#### 5. 子どもに優しい、学際的な機関間モデル

93. 注目に値するさらなる好事例は、地方の状況内で、ワン・ストップ・センターまたは子どもの家を提唱し、試し、実施するために、アルメニア、フィンランド、アイルランド、マラウイ、スロヴェニア及びスペインが取った最近の手段である。

94. 欧州会議は、「子どもの家」モデル、「子どもの家」のカギとなる共通の基準、「子どもの家」または多様な学際的な機関間サービスを設立し運営するに必要な機能的要因を説明するために、「性的搾取と虐待からの保護: 『子どもの家』モデルによって鼓舞される子どもに優しい、学際的、機関間対応」と題するリーフレットを開発した。

95. 要するに『子どもの家』モデルは、経験を繰り返すことを避けることにより、子どもを中心とした対応を調整し、子どもの性的虐待被害者とサヴァイヴァーのための再トラウマ化を減らす手助けをする機関間サービスのための適切なガバナンス枠組みを開発するために、一つ屋根の下で、子ども福祉、刑事・医療・治療・法律サービスをまとめる

どもに優しい、学際的な、機関間モデルである。

## 6. 年齢にふさわしい、ジェンダーと地方の環境に配慮した補償措置

96. 現在まで、国々の中には、学際的取り組みを用いて、ジェンダーに基づく暴力事件を扱う子どもに優しい裁判所、適切なツールと訓練を受けたスタッフを備えた特別な子ども面接室を設立すると言ったような特別な保護を設置し、積極的優遇措置を取ったところもある。また、ある国々は、人身取引の被害者である男児のための居住ケア施設の重要性に気付いたところもある。

97. 包括的重点を持つ介入プログラムは、家族とジェンダーに重点を置いたカウンセリングと訓練、及び保健・教育・資金へのリファール、及び生計を含めたもののように、子どもの再統合の点で、より良好な成果を示してきた。特定の脆弱性を抱えた子どもを含め、補償の企画への子どもの参画は、ソーシャル・ワーカーによって扱われる事件管理プロセス中に奨励されるべきである。子どものニーズの明確化に基づいて、変革のプロセス中に、脆弱な子どもと家族と地域社会との間の関係の構築を強調して、統合された相互作用の取組を取ることができる。

## 7. 補償の直接的提供

98. 補償を受ける権利は、侵害の結果として受けた道徳的・身体的・精神的・情緒的・性的・物質的害悪に対して、典型的に法律によって決定される。リトアニアの刑事訴訟法は、子どもを含めた被害者は、加えられた犯罪にかかわらず、金銭上のものであろうとなかろうと授与されることを保障している。第 118 条の下で、法に規定された事件または手続きにおいて、もし訴えられた者または訴えられた行為に対して物質的に責任のある者が損害に対して補償を支払う資金を持たないならば、損害に対する補償は、国によって配分される資金から支払われるかもしれない。

99. イスラエルでは、加害者が何らかの金銭を支払っているかどうかにかかわらず、国家が被害者を直ちに補償している。そのような措置をさらに強化するために、変化する時代に適合し、どの子ども取り残さないために、国々は、子どもの売買と性的搾取がかかわるあらゆる形態の侵害の被害者が、なんらかの形態の補償を提供されることを保障するよう奨励されている。国々は、外国で暮らしている被害者の事件のために枠組を提供するために、国境を超える事件に関連して補償の厳しい資格基準を除去するようにも奨励されている。

## 8. 脆弱な地域での移動裁判所と子どもに重点を置いたメカニズム

100. 地域によっては、地域社会の生活が、かならずしも子どもに優しいものでもなければ、子どもの最高の利益に基づいているわけでもない慣習法を適用している非正規の司法制度によって、支配されているところもある。多くの国々で、農山漁村の地域社会に到達し、既存の措置がアクセスできるものであることを保障することは、難しいこともある。

この問題を克服する手助けをするために、マラウイは、当事者間の紛争に判決を下し、民事または刑事事件で、司法行政を行うために、遠隔地域に裁判所を設立した。

101. モーリシャスは、暴力に対して脆弱であり、最も危険にさらされている子どもを明らかにし、子どもに関連する疑わしい事件を適切な行動を求めてジェンダー平等と家族福祉省に通報するための調査メカニズムとして役立つために、危険地域に地域社会子ども監視委員会を設立した。

#### 9. 対象を絞った捜査と義務的通報を通して補償を支援する際の ICT の役割

102. ルーマニアは、個々の協議会の決定を通して、それぞれの国とブカレストのそれぞれの地区で、子どもに対する暴力を防止し、闘うための部門間の国のチームを設立してきた。

103. オーストラリアでは、オンラインの利用者を保護することを委任された世界初の政府規制者である e 安全コミッショナーが、基本的なオンラインの安全性の期待に応えるために取っている手段に関して、28 日以内に詳しい情報を提供するために技術会社とオンラインのサービス提供者に、透明性通告を出す権限を有している。報告できないと重い罰金を科されるかも知れない。e 安全コミッショナーは、技術産業がこの通告に従う手助けをする。「*基本的なオンラインの安全性の期待: 初めての義務的透明性通告に対する産業の対応の概要*」と題する透明性に関する最近の報告書で、世界最大の技術会社の中には、そのプラットフォームで、子どもの性的搾取と取り組むために十分なことをしておらず、その保管とクラウド・サービスで、子どもの虐待資料を積極的に選別していなかったことが分かった。

104. インターネット監視財団の仮想通貨警報は、通貨が子どもの性的虐待画像を買うために用いられている時には仮想通貨会社のためにリアルタイムの通告を提供している。ECPAT 国際財団は、ユニセフや国際刑事警察機構(インターポール)との協働で、13 か国で、オンラインの子どもの性的搾取と虐待の捜査を行い、その経験について子どもとのサヴァイヴァーを中心とした会話をを行い、これが防止と対応制度を強化するために対象を絞った道程表を提供してきた。

105. その他の注目目に値するイニシャティヴには、オンラインの子どもの性的搾取と虐待を防止し、発見し、通報し、なくすために協力する世界的な技術会社の同盟である技術同盟の結成が含まれる。工学・データ科学チームが、技術会社 Thorn に設立され、これが、被害者の身元確認を促進し、プラットフォームに備え、一般の人々をエンパワーするために、オンラインの子どもの性的虐待と闘う新しい技術の開発にも専ら重点を置いている。

#### IV. 結論と勧告

106. 法律、政治宣言、公約の採択を通して、一握りの国々にわたって子ども被害者とサヴ

アドバイザーに補償を提供するためある程度の進歩が遂げられてきたが、これら努力は国際的な法的文書と規範的基準に従って普遍化される必要がある。子ども被害者とサヴァイヴァーのための補償に関する国の状況では、明確な法律の導入と強化が、重要な第一歩であろう。裁判所の決定に従った補償の提供と開発パートナーとの協働で免除されつつあるプログラムは、今後の計画、政策、プロジェクトを特徴づけるために、インパクト分析を伴って適切に評価される必要がある。現在に至るまで、子どもを二次被害の危険にさらして、子どもの搾取、暴力、虐待のすべてのカテゴリーを検討する完全で包括的なプログラムを提供してきた補償努力はない。補償で試みがなされる時、身元確認の点で国の正規の機構の外または縁にいたることが最も頻繁であり、従って法的保護から排除される危険にさらされている最も周縁化されたグループの子どもたちに到達する際には、効果的であることは滅多にない。

107. 補償への子どもの権利に対する認識を高め、刑事・民事手続きにおける障害を撤廃することが、改革に関して前進する際のカギとなる手段であろう。市民社会とのパートナーシップは、子ども被害者とサヴァイヴァーの参画を得た合同の資金提供、実施メカニズム及び事業化のような措置を通して、共同で生み出す補償の提供の手段としての新たな有望な領域である。子ども被害者とサヴァイヴァーは、緊急中間補償措置の開発と速やかな実施から大いに利益を受けることができる。

108. 開発パートナーと民間セクターは、オンラインの子ども被害者とサヴァイヴァーを発見し救助するために、能力開発の役割と ICT の動員で、決定的に補償を支援できる。これは、多機関の共同を高め、年齢にふさわしく、ジェンダーと文化に配慮した補償措置を実施するために、この点で重要であろう。特別措置も、農山漁村と周縁化された地域で、子どもに重点を置いた司法にアクセスを得る際に、最も脆弱な子どもを支援するために開発されなければならない。

109. 子ども被害者とサヴァイヴァーのために司法を確保することは、国家、市民社会、民間セクター、地域社会、国内・国際レベルのすべての個人の責任であり義務である。この目的に向けて、特別報告者は、国家及びその他のステイクホルダーに以下を勧告している：

(a) 「子どもの権利に関する条約」、武力紛争に子どもを巻き込むことに関する「子どもの権利に関する条約の選択議定書」及び子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「選択議定書」でカバーされている罪が国内法に含まれることを保障するために、必要とされる最高のレベルでの政治的公約を含め、説明責任措置で、売買と性的搾取の子ども被害者とサヴァイヴァーのための補償に関する包括的な法律を導入し、必要な補償・矯正メカニズムを設立する際の継続する遅れを避けること。

(b) 通報義務、子ども被害者が受けた害悪の性質、害悪の原因となった行為者の責任、与えられた害悪のそれぞれの要素が補償によってどのように対処されることができるとの

関する法律を通して、ガイドンスを準備し、法律で非国家行為者の責任を決定するプロセスを特定し、概説すること。

(c)子ども被害者とサヴァイヴァーの考えに耳が傾けられ、立案と実施と監視と評価を含め、補償プログラムと手続きのプロセスで、彼らの参画が増幅されることを保障するために、サヴァイヴァーを中心とした共同創出プロセスを開発すること。

(d)子ども被害者とサヴァイヴァーを認め、行政手続きまたは司法手続きにかかわっているまたはかかわったことのある子どもの機密性、プライバシー、個人情報を保護し、時効のような障害を撤廃し、裁判所外での解決を思いとどまらせ、司法手続き中に被害者に法的支援を提供すること。

(e)人種、ジェンダー、民族性、国籍、先住民族の出自と社会的出自、障害または家族の状況による地位を根拠とした差別なく、すべての子ども被害者とサヴァイヴァーに適用できるその他の形態の支援と補償を含め、無料の医療ケアと心理的・教育的・財政的・法的・住居の支援を含め、緊急の中間的補償を提供し資金提供すること。

(f)効果的な補償の目的で、脆弱な地域の様々な集法団の特別なニーズの調査を行い、補償の提供を促進するために、救助のプロセスでの人道行為者による行動と移動裁判所のような特別措置を有する司法へのアクセスとその他の子どもに重点を置いたメカニズムを含め、彼らをそれ相応に支援するための積極的優遇措置を考案すること。

(g)多様な形態の補償を促進し、適用するために、一連の犯罪や出来事の一部として、子ども被害者やサヴァイヴァーが悪影響を受ける事件で違反の再発防止を保障する明確で包括的な政策と行動計画を採用すること。

(h)売買と性的搾取の子ども被害者とサヴァイヴァーのための補償に関する今後の介入に継続する改革を可能にするために、補償関連の法律、政策、プログラムのために適切な予算の配分と時間枠を提供し、その監視と評価のための時間枠を導入し、継続する改革を可能にすること。

(i)補償への権利と通報メカニズム、利用できるサービスと救済策への権利について子どもに伝えるために、子どもを中心とした、トラウマを心得た、ジェンダーと文化に配慮した視点で、子どもの年齢と成熟度に適合し、子どもに優しい言語で情報を普及し、そのような情報を両親、ケア提供者、子どもと協力し、子どものために働いている専門家にも提供すること。

(j)さらなる犠牲と経験の繰り返しを防止するために、子どもを中心とした対応を調整するための子ども福祉、刑事・医療・治療・法律サービスを一つ屋根の下にまとめる子どもに優しい、学際的な機関間モデルのための適切なガバナンス枠組み開発すること。

(k)あらゆる保障メカニズムとプログラムに対する資格基準には、あらゆる形態の子ども被害者とサヴァイヴァーの売買と性的搾取が含まれ、時間制限と市民権または侵害が起こ

り、または責任ある当事者が暮らしている国の居住権のような厳しい要件を避け、国家またはその他の手段で提供されようとも、子どもたちが補償と強制手段にアクセスを得ることを妨げないこと。

(l) 受けた害悪に対して責任のある当事者が、その責務に応えることができないまたはそうしたくない状況をカバーするために適切な資金を必要に応じて制度化する国の補償プログラムを設立し、子ども被害者とサヴァイヴァーのニーズに釣り合った資金とソーシャル・ワーカーの能力を高めること。

(m) 補償措置への子ども被害者とサヴァイヴァーのアクセスを開発し、支援するために、地域社会と宗教に基づく指導者との協働で、地方と農山漁村の地域社会で、教育、意識啓発、能力開発プログラムを提供し、子どもたちと地域社会のために意味あるはけ口を保障するために、防止と汚名の撤廃に関する意識を強化し、教育機関を通して、そのような活動を公衆衛生政策とプログラムの一部とすること。

(n) 子ども被害者とサヴァイヴァーに到達し、その権利について伝える可能性を積極的に用いるために、ICT 利用に関して子どもと協力しているソーシャル・ワーカー、教員及び保健専門家に包括的な訓練を提供すること。

(o) 子ども被害者またはサヴァイヴァーが補償のないままにれないことを保障するために、治外法権の行使を含め、国際・地域・2 国間・国際的な企業と多機関協働と協力を強化し、売買と性的搾取の子ども被害者とサヴァイヴァーのための司法の道を確保するために、義務的データ収集と情報の分かち合いと国境を越えた救助と本国送還を行うこと。

(p) 子どもの売買と性的搾取に対して補償を提供する努力を支援するために、データ保護と消費者の権利、苦情の調査と関連当局への義務的報告に関連している者のように、サーヴィス提供者、会社及び機関が、子どもの権利に関連する監督権を有しているを保障すること。

(q) 子ども被害者とサヴァイヴァーに対して引きおこされた害悪に対する責任の想定と承認を奨励し、国際人権基準と規範に従って補償を提供するために、脆弱な国家間の状況に関する国家と国際社会との外交関係を通して、アウトリーチを行うこと。

(r) 子ども被害者とサヴァイヴァー救助と補償を導くために、画像分析制度の利用を通して、犯人を発見し、助け、除去し、通報し、明らかにするために、相互法的支援、国際協力及び INTERPOL を通して、被害者の身元確認を強化すること。

(s) 補償プログラムの設立と実施に関して、包摂的取り組みを取って、国際・地域機関、市民社会、専門家、NGO、宗教指導者を含めた地域社会行為者及びその他の関連ステイクホルダーと協働すること。

(t) 長期的で、定期的で、予見できる資金提供を増額し、市民社会団体と子どもの権利擁

護者の能力を支援し、経験を分かち合い、意味ある持続可能な補償プロセスに参画するために、子ども被害者とサヴァイヴァーのための安全なスペースを可能にし、提供すること。

## 女性・女兒・清潔で健全で持続可能な環境への権利 (A/HRC/52/33)

### 安全で、清潔で、健全で、持続可能な環境の享受に関連する 人権責務の問題に関する特別報告者 David R. Boyd の報告書

#### 概要

組織的なジェンダーに基づく差別、家父長的規範及び不平等と結びついた3重の惑星の危機が、清潔で、健全で、持続可能な環境への権利を含め、人権を脅かし侵害して、女性と女兒にはっきりとした不相応な害悪を課している。ジェンダー平等と生態的持続可能性を達成するために、国家は、緊急の、ジェンダー変革的な、権利に基づく気候・環境行動で、ジェンダーに基づく差別と環境上の不正と取り組まなければならない。本報告書の中で、特別報告者は、国家の責務、企業の責任及びジェンダー平等と生態的持続可能性を達成することの利益の可能性を説明している。彼は、組織的差別の分解、気候と環境の指導者としての女性と女兒のエンパワーメント、女性と女兒が清潔で、健全で、持続可能な環境へのその権利を完全に享受できることを保障することに関連する勧告を出している。

#### I. 序論

1. 「すべての人間は尊厳と権利において自由で平等に生まれついている」と「世界人権宣言」が大胆に述べて以来75年となる。現在、189の締約国を持つ「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は、1981年に発効した。ジェンダー平等に向けて見事な進歩を遂げた国々もあるが、組織的差別は根強く続いている。女性、女兒及びジェンダーが多様な人々を差別する法律、彼らの働きを減らす社会文化的規範及び女らしさ、男らしさ、ジェンダー別役割についての固定観念が、すべての国、すべての社会の領域で、女性と女兒の経済的・政治的力を制限し続けている。

2. 惑星の環境危機は、すべての人々にいたるところで悪影響を及ぼすが、平等にはない。有害なジェンダー規範、偏見、差別が、気候緊急事態、生物多様性の崩壊、広がる汚染に関連して不相応なインパクトを課しつつ、環境的意思決定に参加し、自然の利益の公

平な分かち合いを享受することから女性と女兒を排除している。前国連人権高等弁務官によれば、「効果的に環境政策を形成することから社会の半数を排除することは、それら政策が、引き起こされつつある特定の損害にあまり対応せず、地域社会を守る際にあまり効果がなく、加えられつつある害悪を強めさえするかも知れない。」

3. 持続可能な開発は、歴史的な国連決議で認められているように、清潔で、健全で、持続可能な環境への権利のジェンダー変革的な実現に依存している。2021年に採択されたパイオニア的決議の中で、人権理事会は、国家は、ジェンダー平等に関連するものを含め、人権責務を完全に尊重しなければならないことを強調した。総会は、最近、ジェンダー平等、気候変動と環境悪化に対処するジェンダーに対応した行動、女性と女兒のエンパワーメント、リーダーシップ、意思決定及び完全で平等で意味ある参画及び環境を守る際の管理者、指導者、天然資源の擁護者、変革の担い手として女性が果たす役割の重要性を認めた。

4. 印象的ではあるがあまり評価されていない環境保護への貢献によって示されているように、女性と女兒は、正当で持続可能な未来への移行においては、被害者ではなくて、平等で欠くべからざるパートナーでありリーダーとして主として見られるべき強力で変革的な改革の担い手である。女性と女兒が、その権利と可能性を実現するためには、自然が保存され、守られ、回復され、汚染が防止され、安全な気候を達成するために、緊急の行動が取られなければならない。女性と女兒の声が聴かれ、その考えが実施され、その受託責任精神での活動が報われなければならない。こういった進歩を促進するために、社会はジェンダー差別を永続化する信念、規範、機関、制度を破壊しなければならない。

## II. 家父長制と根強い組織的差別

5. 世界経済は破綻している。これは、基本的に不正で、持続不可能で、人権とは相容れない2本の柱---人々の搾取と惑星の搾取---に基づいている。同様に、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)は、環境危機が、「基本的なものを評価し、保護し、育成し、投資していない制度に深く根を下ろしている」と述べた。女性の不相応な無償労働とケア・エコノミーへの貢献、自然の人々への貢献は、人の健康と経済の重要な土台であるが、当たり前のことと思われている。

6. 利益、成長、自然の支配を擁護するねじ曲がった価値制度が差別、環境的不正及び抑圧、女性・女兒・その他の脆弱な集団の抹消と搾取を煽っている。企業は、刑事責任を免除されて人権を侵害しており、不平等を悪化させ、自然を汚染し、破壊し、気候危機を悪化させている。有力な市場方法が、固定観念につけこみ、女性・女兒・人権・環境に損害を与えて、ジェンダー化した持続不可能な消費のパターン(例えば、肉、自動車、化粧品、ファッション)を牽引している。

7. その結果、女性と女兒は、その政治的働きと力をむしばまれる深刻な社会経済的不利な条件に直面している。法的・社会的・文化的障害が、彼女たちが職・昇格・指導的地位を

確保することを妨げ、土地、天然資源、金融、技術、農業設備とインプット、訓練と改良サービスへのアクセスを制限している。以下の事実が、今日のジェンダー差別の広がったは破壊的性質を説明している:

(a)女性の世界の貧困者の70%を占めており、農山漁村女性は農山漁村男性や都会の女性と男性よりもすべての開発指標で暮らし向きが悪い。

(b)女性が高所得国でも低所得国でも男性の3倍無償の家事労働とケア労働を行っており、時間の貧困、より少ない雇用、より少ない稼ぎという結果となっている。

(c)女性是非正規経済で数が多く(従って社会的・法的保護を欠いている)、同じ仕事で給料が男性よりも20%低く、しばしばより悪い労働条件を経験している。

(d)女性あらゆるレベルとあらゆるセクターわたって、指導・管理・意思決定の役割において数が少ない。

(i)156か国にわたって、女性は議席のわずか22.9%を占めており、閣僚のわずか16.1%を占めている。

(ii)2022年には、フォーチュンの500社で、重役のわずか8.8%が女性であった。

8. 現在の進歩の速度では、差別法を廃止したり、改正し、女性と女兒のために法的保護の格差を埋めるのに286年かかり、政治的エンパワーメントの格差を埋めるのに155年かかるであろう。さらに困ったことには、多くのジェンダー格差は、コロナウィルス病(COVID-19)流行の経済的・保健上の・社会的結果として広がった。

9. 女兒はその自尊心を傷つけられ、生涯続く不平等、剥奪、排除に繋がり、多くの国々や文化で劣った者として扱われているので、幼い頃から、ジェンダー差別や固定観念の悪影響を受けている。例えば、水や薪集め、料理、洗濯、ケアの提供、その他女兒の教育、遊び、発達を妨げる時間のかかる仕事を含め、女兒に課される家事は、男性と男児を優遇する文化的規範と伝統に根がある。

10. 国々はジェンダー不平等の根本原因に取り組まなければならない。女性と女兒の人権を成就するために、教育、意識啓発、訓練のみならず、法律、政策、プログラム、プロジェクトに対するジェンダー変革的な変化が緊急に必要とされる。平等と非差別の基盤に基づいた人権は、必要な組織的変革のための触媒となることができ、またそうであるべきである。しかし、国連環境計画(UNEP)によれば、「ジェンダー・環境目標の相乗作用的見解(実施はともかく)を可能にする政策枠組みまたはメカニズムを設置している国はほとんどない」。

11. 本報告書は、清潔で健全で持続可能な環境への女性と女兒の権利に重点を置いているが、すべての人権は相互に関連しており、不平等とジェンダー差別によって損なわれ、人種・民族性・貧困・年齢・性的指向・移動の地位・障害に関連する重なり合う脆弱性によ

って複雑化されている。特別報告者は、人間性を構成しているジェンダー・アイデンティティの多様性を認め、差別を緩和し、ジェンダー平等を達成することは、異性愛的女性と女兒のみならず、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・インターセックス・トゥースピリット、その他のジェンダーに多様な、男女どちらともつかない(LGBT+)人々にも関連していることを認めている。

### III. 世界的環境危機が女性と女兒に与える不相応なインパクト

12. 全ての人々は、陸上と海の植物によって生み出される空気の中の酸素から、鳥、蝙蝠、蜂及びその他の昆虫によって受粉される穀物に至るまで、その生命・健康・福利を自然に依存している。万人に、清潔で健全で持続可能な環境への権利がある。これには、清潔な空気、安全で適切な上下水道へのアクセス、健全に持続可能なように生産される食物、暮らし、働き、学び、遊ぶための毒性のない環境、健全な生物多様性と生態系及び安全な気候が含まれる。これは、情報、意思決定への参画、効果的な救済策を伴った司法へのアクセスへの権利にも関連している。

13. 残念なことに、ジェンダーに基づく固定観念、偏見、不平等及び差別が、清潔で健全で持続可能な環境への権利の女性と女兒の享受を深く制限している。これは、生命、健康、適切な住居、食料、水、下水道、教育、適切な生活水準、文化的権利及び子どもの権利にも悪影響を及ぼしている。ジェンダーに基づく差別は、先住民族、アフリカ系の人々、農婦、高齢者、LGBT+、移動者、国内避難民、難民、未婚者、非正規の既婚者、寡婦、または武力紛争の中で暮らしているまたは障害者であるために、脆弱であったり、周縁化される可能性のある女性と女兒にとってさらに悪化している。

14. 多くの環境問題に関するジェンダー別、性別データの欠如は、政策策定者に対して、女性と女兒とそのニーズを目に見えないものにしてしている。環境の意思決定と持続可能な開発にジェンダー平等を保障するという何十年にもわたる公約にもかかわらず、既存の監視・評価メカニズムとデータ収集・分類の慣行は、健全な環境への女性と女兒の権利が、性別データを「バリ協定」の下で国内的に決定した貢献に含めた。

#### A. 清潔な空気

15. ジェンダー化した料理の責任のために、何百万人も女性と女兒が、不潔な燃料と効率の悪い料理用コンロからの家庭の空気汚染のために毎年若くして亡くなっている。家庭の空気汚染は、急性下気道感染症、肺炎、慢性閉塞性肺疾患、癌及び心臓病に対する危険要因である。貧困の中で暮らしている女性と女兒は、特に悪影響を受けている。清潔な料理技術のない家庭で暮らしている女兒は、薪集めに関連する最大の時間のかかる重荷を担っている。固形燃料による料理が、環境、公衆衛生及びジェンダー平等に与える否定的インパクトは、毎年2.4兆ドルかかる。

16. 10人中9人は、世界保健機関(WHO)の大気の質のガイドラインに当てはまらない地域

で暮らしており、従って、喘息、その他の呼吸器疾患、心臓血管病、癌及び神経変性疾患の高い危険にさらされている。周囲の大気汚染が女性の生殖に関する健康を脅かし、早産、低体重児、死産、並びに全身性炎症と胎盤傷害を引き起こす。大気汚染は、しばしば、貧しい、人種的・民族的に周縁化された地域社会に集中する。米国では、黒人は白人の3.6倍大気の質が悪い郡で暮らしていることを最近の調査が明らかにした。米国のLGBT+の人々は、大気汚染の程度が高い低所得地域で暮らす可能性がより高い。

## **B. 安全で、十分な上水道と適切な下水道**

17. 清潔な水へのアクセスの欠如は、年間約80万人の女性と女児の死を引き起こしている。女性と女児は、家屋に水を欠いている家庭の80%で、水集めに対して主たる責任を有している。サハラ以南アフリカと南アジアでは、彼女たちは家族のために水を確保するために莫大な量の時間とエネルギーを費やしている。家庭の水集めに対して責任を有する女児は、しばしば、この仕事を完了するために学校を欠席する。汚染と気候変動が、安全で十分な水を得るためにより遠くまで旅することを女性と女児に強い、彼女たちを傷害とストレスと高い暴力の危険にさらす。

18. 水質汚染(産業、農業、不適切な排水処理からの)は、女性と女児の生殖に関する健康を害する。清潔な水へのアクセスの欠如は、妊娠合併症と出産中の死亡の危険を高める。海面上昇、嵐の大波、真水の枯渇は、飲用水の塩化を増す。これが高血圧と子癩前症を含め、妊婦にとって悪い心臓のインパクトに関連してきた。

19. 3人に1人の女性と女児は、安全なトイレへのアクセスを欠いており、これが彼女たちを恥、心理的ストレス、暴力と病気の高い危険(例えば、コレラ、下痢、細菌の感染)にさらす。女性と女児には、学校に出席し、生産的で尊厳のある生活で働き暮らす能力にとっての中心である健全な月経管理と衛生を達成するために清潔で十分な水が必要である。障害を持つ女性と女児は、下水道施設にアクセスする際に、ユニークな課題に直面している。安全な飲用水と下水道への人権に関する特別報告者が述べたように、上下水道施設は、安全で、利用でき、アクセスでき、料金が手頃で、社会的・文化的に受容でき、プライバシーを提供し、トランスジェンダーやジェンダーがはっきりしない人々を含め、すべての個人にとって尊厳を確保するものでなければならない。

## **C. 健全で、持続可能なように生産された食料**

20. 女性と女児は、世界の農業労働力の半数近くを占めている。低所得国の中には、彼女たちが食料の80%近くを生産しているところもあるが、しばしば無償であるか、または同じ労働をして、男性より給料が少ない。彼女たちは世界の飢餓者の70%を占めており、栄養不良、貧困、食料の不安定の悪影響を不相応に受けている。こういった不平等は、食料の入手が不十分な時には、女性と女児は自分の食料消費を制限し、男性と男児を優遇するえこひいきの食事慣行を指示する差別的規範に根がある。2019年に、生殖年齢の女性(15歳から49歳まで)の約3人に1人が貧血症であった。

21.重要な問題は、女性の土地の所有権と彼女たちの資源の保有権の承認と安全保障に関する差別である。法的・文化的・経済的障害のために、世界の土地のわずか20%が、女性によって所有されており、地域社会に基づく保有制度に依存している先住民族女性、アフリカ系の女性及びその他の農山漁村女性の土地と資源の権利は、ほとんど認められておらず、不安定である。栄養不良の子どもたちの数は、女性が土地の所有権を持たない国々では60%高く、女性が貸付へのアクセスを欠いている国々では85%も高い。

22. 近年、気候危機、COVID-19の流行及び武力紛争が、何億人もの女性と女兒にとっての食料の不安定をさらに悪化させた。早魃や洪水のような極端な天候現象が、上昇する食糧価格と相俟って、アフリカの角、ラテンアメリカ及び多くの小島嶼開発途上国で食料の安全保障に破壊的なインパクトを与えている。気候変動によってさらに悪化した栄養不足が、妊娠、授乳、新生児保健に悪影響を与え、低体重児、流産、周産期死亡に繋がっている。

#### **D. 健全な生態系と生物多様性**

23. 気候変動、広がった汚染、無責任な資源の利用---すべてが抽出産業、エネルギー大プロジェクト、大規模産業的農業を優先する企業の資本主義経済によって引き起こされた---が、生物多様性と生態系の健全さと最も直接的に自然に依存している人々に壊滅的なインパクトを与えてきた。

24. 減少する生物多様性と劣化した生態系が、特に先住民族、アフリカ系の人々、農婦、地方の地域社会の女性と女兒の健康、食料の安全保障及び生計に悪影響を及ぼしている。これら女性と女兒は、その領土を管理運用し、食料、水、薬草、非木材の森林の産物、文化的・靈的目的及び小規模生計(農業、森林農法、漁業、家畜管理、水産養殖)のためにそれらを利用している。彼女たちは、種苗の選別、保護及び配布においても重要な役割を果たしている。しかし、彼女たちとその地域社会は、しばしば法的な土地の資格または法的に認められた保有権を欠いており、不安定さを生み出している。女子差別撤廃委員会は、特に先住民族社会の女性と女兒の権利に与える森林伐採の否定的インパクトを強調してきた。

25. 女性の土地所有権が限られていることに加えて、女性が所有する土地は、男性のものより小さく、質が劣っており、洪水や侵食及びその他の否定的な気候の影響を受けやすい傾向にある。ジェンダーに基づいて差別する財産・土地・資源保有法、政策、慣行及び婚姻内財産体制が、平等と女性と女兒の健全な環境への権利の享受に対する主要な障害である。これら要因が、限られた情報と財源と相俟って、女性が資源管理の決定に影響を及ぼすことを難しくしており、その生計の機会を制限し、ジェンダーに基づく貧困のサイクルと環境的不正を永続化している。

26. 農山漁村の土地は、再生可能エネルギーと巨大産業の単一栽培のようにな大規模の生

物燃料農園のような活動を促進するための土地の奪取のためにますます標的とされている。土地へのアクセスの喪失は、女性の生計と生物多様性を危険にさらす。例えばハイティの女性協同組合は農婦である女性のためのオーガニック農業訓練校を運営するために土地を獲得した。2020年にその土地は、農業産業地区として再指定され、女性たちは強制的に移動させられた。農山漁村女性は、土地と資源の限られた所有権と管理権、限られた力と司法へのアクセスの欠如のために土地の奪取によって不相応に悪影響を受けている。

27. 女性は世界の漁業労働力の半数近くを占めている。上昇する大洋の温度と酸化及びサンゴ礁の消失は、漁業の衰退を助長し、漁猟、加工、取引にかかわる女性の貴重な生計活動を損なっている。

28. 生態系の悪化は、女性と女兒の時間の貧困を増し、彼女たちがさらに遠くまで旅し、活動を繰り返し(例えば作物の植え直し)、より多くの無償のケア提供を行い、食料、水、薪、飼料を得るためにより多くの時間とお金を使うことを強いることによって、ジェンダー不平等を永続化している。

## E. 毒性のない環境

29. 経済的・社会的・文化的・心理的要因のために、女性と女兒は、毒物の否定的な保健上の影響に対して不相応に脆弱である。産業化学物質、重金属、殺虫剤、その他の汚染物質にさらされると、心臓血管病、呼吸器病、癌、生殖障害を引き起こす。例えば、マーシャル諸島の女性と女兒は、数十年前の核兵器の実験によって引き起こされた放射線の否定的な身体的・精神的健康の影響を受け続けている。北極のイヌイット女性の母乳には、南部カナダの女性の9倍も高い程度の有機的汚染物質が含まれている。

30. 文化的規範が、女性と女兒の脆弱性に悪影響を及ぼしている。社会経済的地位にかかわりなく、有色女性は、育毛製品や肌の漂白剤を使用する結果、より高い程度の毒物にさらされている---鉛や水銀を含め。

31. 毒物にさらされることの否定的な生殖に関する健康へのインパクトには、思春期の女子の早い思春期(乳がん及びその他の病気に関連して)、不妊、子宮筋腫、妊産婦の不健康、流産、死産、早産、低体重児、先天性欠損症が含まれる。非正規のくず拾いとして、電子廃棄物(電池を含む)の非正規の処理で働いている都会の女性は、内分泌攪乱作用と生殖に関する健康問題に関連する危険化学物質にさらされている。

32. 女子差別撤廃委員会は、農業化学物質が女性と子どもの健康に与える有害なインパクトについて懸念を表明してきた。殺虫剤にさらされると、幼児死亡、先天性欠損症、幼児・小児癌、幼児の性器変形、早期月経と月経の遅れ、不妊症、早期閉経を含め、身体的・精神的・生殖に関する発達障害を引き起こすこともある。国によっては、識字率が女性と女兒にとってはかなり低く、農業訓練にあまりアクセスできないために、重要な化学的安全性の情報がアクセスできないところもあり、殺虫剤への予期しない暴露の危険を

高めている。

33. 困った新たな懸念は、プラスチック汚染である。効果的な廃棄物管理プログラムを欠いている多くの地域社会で、女性と女兒は家庭ごみの処分に対して責任を有しており、しばしばプラスチックを含む廃棄物を戸外で燃やすことから来る有毒な煙にさらされという結果となる。マイクロプラスチックは、女性の中に蓄積する可能性がより高く、様々な否定的な健康上の結果に関連している。

## F. 安全な気候

34. 女性と女兒にとって、気候変動のインパクトに適合することは、厳しいジェンダー役割と天然資源、情報、技術及び財政へのアクセスと管理力が少ないためにしばしば難しい。極端な天候現象が説得力のある例を提供している。仕事、移動性、家庭内の意思決定の権威を取り巻くジェンダー化した社会規範、及び保健ケア、教育、食料、上下水道、技術及び情報への比較的限られたアクセスが、気候関連の災害中に女性と女兒を一層大きな危険にさらす。2014年のソロモン島の洪水による死者の96%が女性と子どもであり、2009年のトンガとサモアの死亡の70%が女性であった。2022年の壊滅的な洪水中に、パキスタンの何十万人もの妊婦が妊婦妊産婦保健サービスへのアクセスを奪われた。女性と女兒は、蚊が最も活発な朝方と夕方に料理の責任を果たすために、気候変動が誘引する洪水、ハリケーン、台風の後ではマラリアの広がり増加に対してより脆弱である。気候危機は、ストレスに関連する病気と鬱病を含め、女性と女兒に対してかなりの精神衛生の問題も生み出している。

35. ジェンダー変革的な災害危険削減対応計画を開発し、実施できないことは、障害を持つ女性、高齢女性、先住民族女性、妊娠中/授乳中の人、幼い子どもを持つ女性を含めた多様な集団の女性の特別なニーズを無視する早期警告制度、シェルター、救援プログラムに繋がってきた。女性、女兒、LGBT+の人々が気候関連の災害中に耐えてきた差別と社会的汚名は、ジェンダーに基づく暴力の危険を増し、上下水道、食料、住居、保健ケアを含め、重要な救援サービスへのアクセスを制限している。

36. 気候危機は、極端な熱気への暴露をさらに悪化させ、高齢女性と妊婦の健康に不相応な悪影響を及ぼしている。極端な熱気にさらされると、早産、死産及び低体重児を含め、妊娠関連の入院と重大な併発症の危険を増す。黒人社会は白人社会よりも暑い気温（例えば緑地が少ないために）、より低い社会経済的地位、涼むための場所への少ないアクセスを経験するために、米国では極端な熱気への暴露は黒人女性にとっては一層厳しい。上昇する気温は、ガンビアの自給自足の妊娠している農婦に悪影響を与え、熱性ストレスの症例を増やしている。

37. 気候災害は、女兒が学校から落ちこぼれる可能性を増し、家族が金を儲けたり扶養家族の数を減らしたりする手段として用いる子ども結婚に対して女兒を脆弱にする家庭にとっての経済的困難という結果となる。子ども結婚は、女兒を思春期の妊娠にさらし、その

健康、教育、将来の見通しを駄目にする。世界的に、妊娠併発症と危険な中絶が、15歳から19歳までの女児の主導的死亡原因である。子ども妊娠は、しばしば女児の教育機会を終わらせ、何世代にもわたる貧困を永続化する。推定1,500万人の女児が毎年18歳になる前に結婚しており、学校の落ちこぼれ率、急速な人口増加、次の10年にわたって開発途上国に何兆ドルもの経費が掛かる貧困を助長する。2025年までに、気候緊急事態は、毎年少なくとも1,250万人の女児が教育を修了することを妨げられるのと予想されている。

## G. 危険を増幅するもの

38. 気候・環境危機は、悪名高い危険を増幅するものであり、特に貧しい周縁化された地域社会の女性と女児が直面する危険をさらに悪化させている。早魃、土壌の劣化及びその他の災害が、食料と水の欠乏をさらに悪化させ、強制移動や移動の可能性を高めている。洪水、早魃、紛争に因って2018年から2019年に農山漁村から都会地域へと家族が移動した時、男児の就学率は上がったが、女児の就学率は45%から29%にまで下がった。移動者であり、強制移動させられ、難民である女性と女児は、特に食料の不安定、否定的な保健上の結果及びジェンダーに基づく暴力に対して特に脆弱である。極端な天候現象の増加する頻度と厳しさは、追加の傷害や病気を引き起こし、女性と女児のケアの重荷を増やしている。農業の生産性に与える気候のインパクトのための食料価格の上昇は、農山漁村女性と貧困の中で暮らしている女性に悪影響を与える可能性がより高い。

39. 気候変動、生物多様性及び汚染の危機が、紛争の危険を高めており---特にこれら環境危機に立ちむかうために設備の整っていない脆弱な国々で---平和と国の安全保障に対して重大な脅威を呈している。武力紛争は、ジェンダー不平等と環境破壊の主要な牽引力であり、女性と女児の生活条件を悪化させている。アフリカのサヘル地域では、女性と女児は、洪水、早魃、紛争、食料と水の不安定、限られた強靱性と適合能力の悪影響を不相応に受けている。同様に過度の使用によって引き起こされたチャド湖の劇的縮小と土地の劣化は、カメルーン、チャド、ニジェール及びナイジェリアで、遊牧民と農業者との間の紛争を引き起こしており、女性と女児にとって、食料の不安定と暴力の危険を高めている。気候変動の安全保障の意味合いを見逃すことは、平和、適合及びジェンダー平等を危険にさらすこともある。

## H. 情報へのアクセス、参画及び司法へのアクセスと効果的な救済策

40. 女性と女児は環境と気候情報への平等なアクセスを欠いており、しばしば、環境、気候、災害危険意思決定プロセスへの参加から除外されており、権利が侵害されたり脅かされたりしたときに司法と効果的な救済策へのアクセスを欠いている。

### 1. 情報へのアクセス

41. 女性と女児は、不平等な教育機会、不相応なケアの責任、固定観念、自由に使える所得の欠如、言語の障害、ICTへの不適切なアクセス、政府がジェンダーに対応するように

情報を提供できないこと及びその他のジェンダー格差のために環境・気候情報にあまりアクセスがない。低・中所得国では、何億人もの女性と女兒は携帯電話を所持しておらず、情報へのアクセスを提供する際の重要な役割にもかかわらず、インターネットを手の届かないものになっている。例えば、バングラデシュでは、女性は男性よりもラジオ、テレビ、携帯電話へのアクセスが少なく、極端な天候現象についての救命情報から切り離されている可能性がある。世界的調査は、驚くほどの割合の女兒が、気候変動になじみがないことを示しており、学校制度が包括的な環境教育を提供できないとを示している。

## 2. 意思決定への参画

42. 差別が、多くの女性と女兒が人類の未来を決定する重要な気候と環境の決定において意見を述べることを妨げている。女性は、土地、森林、漁業、食料制度、化学物質、気候、エネルギー、真水及び上下水道サーヴィスに関連する法律の制定と政策策定、企画、監視、ガバナンスから除外されている。組織的なジェンダーに基づく差別に根がある共通の障害には、女性と女兒の間の教育、時間、お金、移動性、安全保障及び法的・政治的・制度的手続きについての知識の比較的な欠如が含まれる。

43. 以下の統計は、環境の意思決定における女性の数の少なさを説明している：

(a)2020年に、環境部門の閣僚のわずか15%が女性であった。

(b)「国連気候変動枠組み条約」と「パリ協定」の下での意思決定の役割の丁度3分の1が女性によって占められている。

(c)「特にアフリカで深刻な干ばつと砂漠化を経験している国々で砂漠化と闘うための国連条約締約国会議」の第14回会期中のわずか21%の代表が女性であった。

44. ある国連気候会議で、女性は登録された代表者の間で、数が平等であった時でさえ、男性は時間の4分の3話した。

45. 男性をひいきする雇用差別と規範は、選挙で選ばれる地位や政府機関、企業、産業協会、大学及び国際団体の上級の役割を含め、健全な環境への権利に関連するカギとなる指導的地位への女性の機会を制限している。こういった機関は、特に管理と指導のレベルで男性によって支配されており、環境の意思決定の女性の参画を損なっている。

46. 先住民と農山漁村女性は、土地の取得、土地の利用、資源の権利、その地域社会の自由で前もっての情報を得た同意が必要とされるプロセスから首尾一貫して排除されている。この排除が、家族に食事を与え、生計を稼ぎ、開発に参画し、その自然に依存する文化的・靈的慣行を維持し、補償を受ける女性の能力を害し、環境紛争と暴力の高い危険につながっている。組織的な女性と女兒の数の少なさが、環境成果を悪化させている。例えば彼女たちが地域社会の森林管理から排除されていることは、効果の上がない森林保護に繋がっている。

### 3. 司法と効果的な救済策へのアクセス

47. すべての環境上の状況での司法と効果的な救済策へのジェンダーに公正なアクセスは、依然としてつかみどころがない。意思決定プロセスへの参画に対する同様の障害も、司法と効果的な救済策への女性と女兒のアクセスを妨げる。家父長的な司法・非司法の苦情申し立てプロセス、女性に対する偏見、女性と女兒の特別な関心事に対する配慮の欠如、料金が手頃でアクセスできる法的援助の不在も障害である。女性は全世界の裁判官のわずか27%を占めていると推定されてきた。おどしと報復も、女性の司法の追求にぞっとするような影響を与えている。

48. 気候変動、生物多様性の喪失と汚染によって起こされる害悪の余波で、司法へのアクセスは、特に先住民族女性、貧困を含めた重なり合う脆弱性の状況にある女性にとって、また国際的な主張が必要なところでは、しばしばアクセスできない。例えば、気候関連の災害に続いて、女性はその損害を緩和し、気候変動に適合するために、弁償またはその他の形態の救済策を主張する際に、かなりの困難に遭遇するかも知れない。

#### I. ジェンダーに基づく暴力

49. 生涯で、女性と女兒の3人に1人は、ジェンダーに基づく暴力を経験するであろう。気候・汚染・生物多様性の危機が、貧困を悪化させ、ストレスを増し、身体的・精神的暴力とドメスティック・ヴァイオレンスと性暴力、子ども結婚と性取引を含め、女性と女兒に対する暴力を煽る。増加するドメスティック・ヴァイオレンスと性暴力が、ハリケーン、サイクロン、熱波、森林火災の後で報告されてきた。

50. ジェンダーに基づく暴力は脆弱な状況にある女性と女兒に不相応な悪影響を及ぼす。先住民族女性と女兒は、環境的害悪、劣化、汚染または国家が気候変動に関連する予見できる害悪を防ぐとができないと言った形態をとることもある環境的暴力を含め、様々な形態の様々なジェンダーに基づく暴力を経験する。ジェンダーに基づく暴力は、個人の自治、個人的自由と安全保障、すべての先住民族女性と女兒のプライバシーと完結性を脅かし、霊的生活、母なる地球とのつながり、文化的完結性と生存、先住民族と地域社会の社会的構造を危険にさらすことにより、集団的なその福利も害するかも知れない。

51. 国々の中には、気候危機が、妻の相続（夫の死後、その兄弟または男性家族が寡婦とその家族の財産を「相続する」）、相続放棄、女性と女兒から相続権を奪うその他の手段を通して経済的暴力を助長するところもある。早魃や洪水のような気候関連の災害も、女性と女兒を標的とし、土地と財産の奪取を覆い隠すものとして、役立つかもしれない「魔女」殺しを生じさせることに寄与している。

52. 環境的に破壊的な活動(特に大規模な農事業、抽出・水力・鉱山プロジェクト)を保護したり、促進したりする軍事努力は、特に先住民族と農山漁村の土地でジェンダーに基づく暴力の危険を高める。グアテマラ、パプアニューギニア、フィリピン及びタンザニア連

合共和国の例は、レイプ、拷問、攻撃、セクハラ及びその他の形態の女性に対する暴力への警察・軍隊・武装護衛団の関りを明らかにしている。搾取のための人身取引と他人の売春、またはその他の形態の性的搾取は、女性と女兒にとってより安全な生計にとって代わるかも知れない。ジェンダーに基づく暴力の危険も、保存への排他的な軍事的取り組みと違法な野生生物と木材の取引によって、さらに悪化している。

53. 惑星の環境危機は、女性と女兒に対する暴力の危険が高まっているところでは、強制移動にも寄与している。2021年に、2,000万人以上の人々が、気候関連の災害によって強制移動させられた。さらに何百万人もが、一つにはパキスタンの破壊的な洪水のために2022年に強制移動させられた。ほとんどの強制移動させられた人々は女性と女兒である。

## J. 環境人権擁護者

54. 世界中の女性と女兒、特に先住民族、黒人及びその他の人種的に周縁化された地域社会からの者は、環境擁護の前線で鼓舞されるような歴史を有している。女性の環境人権擁護者たちは、環境関連の人権侵害によって不相応に悪影響を受けている。対応して、彼女たちは、家父長制、企業の権力、国の共犯に挑戦している。

55. 女性と女兒は、土地と保有の権利の欠如、比較的な貧困及び意思決定プロセスからの排除のために環境と人権を擁護する際に不利な立場にある。ジェンダー差別と彼女たちのアクティビズムの力のために女性と女兒の擁護者たちは、汚名を着せられ、周縁化され、恥をかかされ、暴力と報復の一層の危険にさらされている。彼女たちは、国内の責務に反して環境正義を追求していると非難され、家族や愛する者に対する脅しを通して強制されるかも知れない。近年何百人もの女性が、環境、土地、水、人権擁護者としての彼女たちの作業のために殺害されてきた。数えきれないさらに多くの者が、暴力、脅し、犯罪化を経験している。

## IV. 希望の理由

56. 女性と女兒は、いつでもその家族、地域社会、企業及び自然に利益を与えて、実体的な環境指導に貢献してきた。正しい、持続可能な未来の探求において変革の手ごわい担い手であり、重要なパートナーであり、そのエンパワーメントの可能性は、大いに必要とされる希望を提供している。膨大な利益が、女性と女兒のためだけでなく、清潔で健全で持続可能な環境への権利のジェンダー変革の実現から生じるであろう。しかし、こういった利益の可能性は、非差別への女性と女兒の権利の意義を解き明かしたり、商品化するために用いられるべきではない。問題なく、女性と女兒のための健全な環境への権利の平等な実現は、それ自体が価値ある至上命令であり、女性と女兒ひとり一人の固有の尊厳から生じている。

57. 気候と環境政策の立案と実施への女性と女兒の参画とリーダーシップは、より清潔で、健全で、より生物多様な環境、強靱な地域社会、より公正な自然の利益の配分という

結果となる説得力のある証拠がある。政治的に権威のある地位にある女性と比較的低い国の炭素の足跡、比較的大きな割合の女性を有する議会と環境条約の批准、企業の重役会の女性の比較的高い割合と炭素排出の完全な公開の間に相関関係が存在する。最近の18か国の調査で、比較的多い選挙で選ばれる女性の数は、比較的強力な環境基準と相関関係にあることが分かった。女兒の教育の比較的高い程度は、気候強靱性と強く関連してきた。

58. 女性の権利と天然資源へのアクセスを高めることは、自然と人々のために成果を改善する。インドネシア、ベルー、タンザニア連合共和国では、地域社会の森林管理への女性の関りがジェンダー・クォータ制によって保証され、財政奨励策によって支援される時に保存の成果が改善した。環境ガバナンスへの女性の参画は、資源が牽引する紛争の危険を減らしている。例えば、ギニアとリビアの国境にいる漁婦は、共有する漁業についての何十年にもわたる紛争を創造的に解決した。

59. 政策策定にかかわっている女性は、公共財を強調する可能性がより高い。例えばインドの女性議員は男性議員よりも上下水道投資を優先した。15か国の88の地域社会にわたる水の供給と下水道プロジェクトの調査は、「女性の完全参画を得て立案され運営されるプロジェクトは、そうでないものよりも持続可能で効果的である」ことを示した。

60. 農業へのジェンダー変革的でジェンダーに対応した取組(例えば、政府の支援プログラムからの平等な利益を保障する)は、飢餓、貧困、ジェンダー不平等、気候関連の災害に対する強靱性、生物多様性、教育、生計に関する「持続可能な開発目標」の達成に貢献する。農業のジェンダー格差を埋めることは、マラウイ、ウガンダ、タンザニア連合共和国の何十万人もの人々を貧困から引き上げるであろう。農夫と同じ程度の資源で農婦をエンパワーすることは、困っている1億人から1億5,000万人の人々に食料を提供して、12%から17%世界の飢餓者を減らすことができよう。「私たち共通のアジェンダ」と対する報告書の中で事務総長が強調したように、女性の平等なリーダーシップ、経済的包摂、ジェンダー・バランスの取れた意思決定は、男性も女性も同様に、万人にとってひとえによりよいものである。

## V. 国家の責務

61. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は、一時的特別措置を含め、あらゆる分野での女性と女兒に対する差別を禁止し、撤廃するために、あらゆる適切な措置を取るよう国家に要請して、平等への女性の権利の最も包括的な意見の表明である。国家は、ジェンダー不平等を永続化する規範や制度を変えることのできる手段を意味するジェンダー変革的な措置を実施し、清潔で、健全で、持続可能な環境への女性と女兒の権利に関連するものを含め、ジェンダーに基づく差別の根本原因に対処しなければならない。

62. 清潔で、健全で、持続可能な環境への権利の結論として、人権と環境に関する枠組み

原則に書かれているように、国家には脆弱な状況にある人々に対する手続き的、実体的、強化された責務がある。国際人権法の基本原則を反映している枠組み原則3は、直接的のみならず間接的差別に対処するために、国家は、個人のグループに対する歴史的なまたは根強い偏見に注意を払い、環境的害悪は既存の差別のパターンから生じ、またこれを強化することもあることを認め、差別を永続化する原因となり、またはこれを手助けする底辺にある効果的措置を取らなければならないと主張している。これら責務は、両性とジェンダー差別に当てはまり、不平等の構造的差別に対処するために、緊急の変革的行動を必要とする。

63. 人権責務の中には、漸進的実現を受けるものもあるが、非差別の責務は即座に効果が上がるものである。国家は、女性の(及び女兒の)法律上と事実上の状況を考慮に入れ、それから実体的平等を確保するために法律と政策に基づいた及びその他の措置を取らなければならない。これには、健全な環境への権利のジェンダーに平等な実現を確保するために、環境または気候の意味合いを持つすべての行動にわたって、ジェンダーに対応した評価とジェンダー変革的な措置を主流化することが必要である。一時的特別措置(クオータ制、定足数の要件、目標、奨励策を含む)は、進歩を促進するために用いられるべきである。非差別の原則も、国家、女性、女兒、LGBT+の人々の異質性を認めて、重なり合うレンズを適用することが必要である。

64. 国々は、気候、生物多様性、汚染危機のインパクトに対処するジェンダー変革的で権利に基づいた取組を採用し、環境の意思決定と利益の分かち合いプロセスと成果に関連するジェンダー平等を促進するために、ジェンダー変革的で権利に基づく取り組みを採用するよう義務付けられている。権利に基づく取り組みは、女性と女兒に対する国々の責務を明確にし、野心的行動を触媒し、最も不利な立場にある人々を優先する。国々は、清潔で、健全で、持続可能な環境への権利を尊重し、保護し、成就するためのジェンダー変革的行動に最大限利用可能な財源・人的資源・政治的資源を最大限動員しなければならない。国家の責務の実施は、防止・警戒・非後退・汚染者負担原則を含めたその他の原則によって導かれなければならない。国々は、既存の環境不正の状況をさらに悪化させることを避け、これを積極的に改善しなければならない。

#### **A. 手続き上の責務**

65. ジェンダー固定観念は、ほとんどの環境部門(例えば、科学と技術)が男性によって支配されるという結果になっているので、国々は、これらの分野で、女性の訓練、職業開発、雇用及び昇格を推進するための対象を絞った措置を取らなければならない。ジェンダー変革的教育は、偏見と固定観念を撤廃し、自然、女性及び女兒の搾取を助長する慣行、パターン及び規範を変える際にカギとなる役割を持つ。国々は、男性と男児をジェンダーに対して敏感にし、女性と女兒をエンパワーし、ジェンダー不平等と世界の環境危機に対処する際の同盟者となる必要性について彼らを教育しなければならない。

66. ジェンダー変革的取り組みには、以下に関して、あらゆるレベルで、国家が一般の人々に、アクセスでき、料金が手頃で、正確で、理解できる情報と包括的な環境教育を提供することが必要である:

(a) 清潔で、健全で、持続可能な環境への権利と土地と水とその他の資源の権利を含めた女性と女兒の人権。

(b) 気候変動、汚染及び生物多様性の喪失の原因と結果及びジェンダー差のあるインパクトを含め、ジェンダー不平等と環境不正との間のつながり。

(c) 性と生殖に関する健康を含め、環境的害悪が女性と女兒の権利と健康に与えるはっきりとしたインパクト。

(d) 環境ガバナンスに関連している既存の法律と提案されている法律、政策及び意思決定プロセス。

67. 国家は以下もしなければならない:

(a) 教員のためにジェンダー変革的訓練を提供すること。

(b) 女性と女兒のための能力開発、職業・技術訓練、職業開発、インターネット、技術及びその他の資源へアクセスを支援すること。

(c) 環境指導と持続可能な経済開発のすべての側面に女性専門家と科学者をかかわらせるプログラムを開発すること。

(d) 環境インパクト評価プロセスが、提案された計画、政策、プロジェクトのジェンダー・インパクトの可能性を調べるためにジェンダーに対応した人権インパクト評価を組み入れることを義務づけること。

## 2. 意味ある、非正規の、包摂的で公正な参画を保障する

68. 国々は、気候と環境の意思決定への平等な参画を促進し、土地と権力と資源を再配分し、政治生活と公的生活での女性にたいする差別を撤廃し、女性が国際的にその政府を代表する平等な機会があることを保障するために、一時的特別措置を含め、ジェンダー変革的措置を取らなければならない。そのような措置の例には、資源配分の増加、優遇的待遇、対象を絞った募集、雇用及び昇格、タイムラインとつながった数値目標、及びクォータ制のような措置の例が含まれる。時間の貧困が、環境的意思決定とリーダーシップにおける女性の参画に対する中心的障害であるので、国家は、女性の不相应な無償のケアの重荷に寄与するジェンダー固定観念と行動のパターンを変革する行動をとらなければならない。

69. 参画とリーダーシップに対するジェンダー変革的取り組みを確保するために、国家は以下をしなければならない:

(a)すべての女性と女兒に、すべての気候と環境の意思決定と実施への意味ある情報を得た、公正な、公的参画の平等な機会があることを保障すること。

(b)女性の参画と実体的関りに対するジェンダー化した障害を克服するために、あらゆるレベルで意思決定機関を立案し直すこと。

(c)気候・環境・災害削減行動のすべての部門にわたって、指導的地位に女性を置く特別措置を取ること。

(d)最も直接的悪影響を受け、脆弱で周縁化された女性と女兒をエンパワーすること。

### 3. 司法と効果的救済策への料金が手頃で時宜を得たアクセスを保障する

70. 国々は、裁判所、法廷、国の人権機関及びその他の公的機関を通して、あらゆる差別行為からの女性の効果的保護を保障しなければならない。この責務には、気候・環境害悪に対して責任のある者に責任を取らせるジェンダー変革的な救済策とメカニズムへのアクセスを提供することが含まれる。国家は、女性と女兒の特別なニーズに対処し、公平さ、独立、料金の手頃さ、アクセスの可能性、安全保障、透明性と公平さ、時宜を得た申し立ての見直し、必要な専門知識と資金、より高い機関に訴える権利、中間措置、補償、原状復帰及び補償を含め、司法の基本要件にも応える司法・行政手続きへのアクセスが女性と女兒にあることを保障しなければならない。これら手続きは、過去、現在、差し迫った、予見できる人権侵害の主張に対しても利用できるべきである。

71. 特に国家は、以下をしなければならない:

(a)女性と女兒に、その権利とそれを擁護し施行する様々な司法の道についての正確で十分な情報を提供すること。

(b)正規・非正規の司法メカニズムにわたって、司法へのジェンダー化した障害(とりわけ、社会的・文化的・財政的・法的・手続き的・言語的・物理的)を組織的に撤廃すること。

(c)ジェンダー固定観念を撤廃する目的の訓練を裁判官、検察官、その他の法律執行職員に提供すること。

(d)女性と女兒が経験する異なった型の侵害とそのユニークな矯正ニーズと期待によって経験される侵害の様々な型に対応して、司法制度のあらゆる側面でジェンダーの視点とジェンダー変革的取り組みを組み入れること。

(e)障害を持つ女性と女兒の身体的アクセス可能性に関するものを含め、重なり合う形態の差別に直面している女性のニーズにすべての司法制度が適合していることを保障すること。

#### 4. 環境的人権擁護者のために強力な保護を提供する

72. 国家は、女性と女兒の環境人権擁護者のために安全で機能的環境を保障し、脅し、ハラスメント、犯罪化、暴力に対する特別で強化された保護を提供し、これら犯罪の加害者を捜査し、訴追し、罰し、社会環境的紛争の根本原因に対処しなければならない。ジェンダー変革的方法でこの責務を行使するために、国家は女性と女兒の環境・人権擁護者に特別で強化された保護を提供しなければならない。そのような努力は、そのアイデンティティが他の脆弱な集団、特に先住民族、アフリカ系の人々、その他の人種的マイノリティ、農婦及びLGBT+の人々と重なり合う女性と女兒の擁護者を優先して、重なり合う取り組みを取るべきである。国家は、人権擁護者の保護のために、ジェンダー変革的で、独立した、アクセスできる国と地域のメカニズムも設立し、支援し、公表するべきである。

#### 5. 分類データと監視

73. 女性と女兒に対する事実上のみならず法律上の差別の撤廃は、清潔で健全で持続可能な環境への権利を含め、人権の平等な享受のために必要とされる。従って、差別的な法律、規則、政策の撤廃は不十分である。国家は、空気汚染と有毒物質への暴露、安全な飲用水と健全で持続可能なように生産された食物、災害危険削減及び土地、保有、資源へのアクセスにおけるジェンダーと年齢に基づく差異も撤廃しなければならない。これには、問題とどの程度にまで取られた政策、プログラム、行動が意図した結果を生み出しているかをよりよく理解するための性別・ジェンダー別データが必要である。例えば、援助の受領国が性別データを集めることができないために、政府開発援助が農婦に届いているかどうかを追跡することが不可能である。

74. ジェンダー変革的に環境不正を明らかにし、修正するために、国々は、環境・気候関連の害悪(例えば、所得、年齢、人種、民族性、移動の地位、障害、地理的場所及びその他の特徴)に対する増加した脆弱性に関連する性別、ジェンダー別、その他の重なり合う変数別のデータを収集し、分類し、評価し、監視し、報告するために、国の統計局と政府機関の能力を強化しなければならない。そうすれば、国々が気候変動と子ども結婚及びその他のはっきりした女性と女兒に与えるインパクトの間の関係のように、気候変動、汚染及び生物多様性の喪失の---差別的インパクトを含めた---環境・保健・社会的・経済的・文化的・人権のインパクトを追跡することができるようになるであろう。国々は、男性と同等に、女性の生涯を通して最高の水準の健康を保障しなければならない。追加の調査と研究者が必要とされるであろうが、これは、国の責務を果たすためには、政府機関全体にわたって、改善された調整と並んで、増額された資金提供と人的・技術的能力が必要であることを意味する。特に国家は、精神衛生と生殖に関する健康に与える環境のインパクトについての監視と調査を強化しなければならない。

#### B. 実体的責務

75. 差別的な法律が、全世界の25億人以上の女性と女兒に悪影響を及ぼしている。女性の土

地及びその他の形態の財産を相続する能力は、しばしば、特にアフリカ、中東、アジア及び太平洋で、差別的な土地、相続、民事、慣習、宗教、家族法によって制限されている。例えば、76 か国は、女性に財産と相続への平等な権利を認める法律を有していない。これら差別法は、国の憲法と法律でジェンダー平等の原則を体現し、女性に対する差別となる法律を廃止または改正し、女性差別となるすべての慣行または習慣を修正または廃止することを締約国に求めている「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に違反している。国々は、土地の所有権、保有権及び財産権、婚姻状態、法的権限及び経済資源へのアクセスの欠如に関連するものを含めた天然資源管理に関連するあらゆる形態の差別を撤廃しなければならない。特に国家は、相続権とこれら権利の遺贈を含め、男女に平等な土地所有権と保有権を保障しなければならない。

76. 国家は、自然を利用し、保存し、保護し、利益を得、自然についての意思決定に参画する女性の平等な能力に関する権利のみならず、清潔で健全で持続可能な環境への女性と女兒の権利を法的に認めるべきである。この権利を脅かしたり侵害したりする政府の行動は避けなければならない。すべての気候、土地、エネルギー、天然資源、環境法と政策は、それらがジェンダー変革的であることを保障するために見直され、必要に応じて改正されるべきである。気候と環境に関連するものを含め、いわゆるジェンダーに盲目的な法律、政策、予算及び手続は、女性差別を可能にし、不相応に女性を不利にすることが分かり、従って、国際法の下での国家の責務と相容れないことが留意されてきた。国家は、女性と女兒の権利を明確にし、健全な環境への女性と女兒の権利に悪影響を及ぼす後退的な措置を避けるために、すべてのジェンダーに盲目的な気候・環境法を改正しなければならない。

77. 国家は、あらゆる国家・準国家政府機関---立法・行政・司法部門の---は、女性と女兒が差別なく清潔で健全で持続可能な環境へのその権利を享受するために、ジェンダー変革的でなければならないことを認めて、「政府の総力をあげての」取組を用いなければならない。これには、政府機関が特に指導的地位で男性に支配されており、しばしばジェンダー偏見と差別的な社会規範を特徴としているので、幅広い訓練と能力開発を必要とするであろう。国家は、環境省庁にわたってジェンダー専門知識と女性課題省にわたって環境専門知識を高めなければならない。

78. 国家には、適切な財政的・制度的・人的資源によって支援されるジェンダー変革的な環境法、規則、基準を効果的に実施し、施行する責務がある。不相応に女性と女兒に悪影響を及ぼす気候変動によって引き起こされる予見できる人権害悪を防止し、そのような害悪を助長する有害な活動を規制できないことは、国家の責務の侵害となることもあり、国家は、気候変動を緩和することを目的とする措置の採用に利用できる最大限の資金を動員しなければならない。

79. 企業が人権を尊重していることを保障する任意の取組が不十分であることが分かっ

た。国家は、規則を効果的に施行し、違反に対しては意味ある懲罰を課して、女性と女兒の権利を尊重していることを保障するために企業の行為を規制し監視する責務がある。

80. 国家は、以下のために、ジェンダー変革的取り組みを用いることによって、清潔で健全で持続可能な環境への女性と女兒の権利を成就しなければならない:

(a)清潔な料理と暖房技術への普遍的アクセスと最悪の空気の質に耐えている地域社会を優先して、周囲の大気汚染の削減を通して、家庭内と戸外の大気質を改善すること。

(b)安全で十分な水と適切で受容できる下水道への普遍的アクセスを確保すること。

(c)女性と女兒に、健全な食物を持続可能なように生産し、消費する平等な機会がある農生態系食料制度への移行を支援すること。

(d)発達・生殖・妊産婦保健に特別な周囲を払って、女性と女兒に不相応な害を与える毒物への暴露を規制し、防止すること。

(e)女性と女兒が自然の利用の利益を平等に分ちあっていることを保証しつつ、健全な生物多様性と生態系を保存し、保護し、回復すること。

(f)特に気候に脆弱な国々において、女性と女兒の特別なニーズに対処する緩和、適応、災害危険削減及び気候財政行動を含め、安全な気候を保存すること。

(g)環境害悪によって悪化した環境暴力及びその他のすべての形態のジェンダーに基づく暴力を撤廃すること。

(h)男性が環境的要因のために移動する時、移動を強制されたり、取り残されたりしている女性と女兒のニーズと権利を成就すること。

81. 女性と女兒に対する組織的差別の撤廃は、清潔で健全で持続可能な環境への彼女たちの首尾一貫した享受の基本である。国家は、以下を行わなければならない:

(a)女性と女兒を偏見の目で見ているジェンダー不平等の根本原因を破壊すること。

(b)健全な環境への権利の女性の享受に対する差別を永続化する法律、政策、行動計画及び措置を改革すること。

(c)女性には土地と財産を所有し、管理し、相続し、遺言で残し、売り、保有権と許可証を持ち、契約を結び、夫または男性の保護者から独立した財産を管理する男性と同じ法的能力があることを保障すること。

(d)子ども結婚、女性性器切除、男の子をひいきして食事を与えること及び「魔女」殺しを含め、女兒の権利と健康に悪影響を及ぼし、気候と環境危機によってさらに悪化する慣行を廃止する効果的で適切な措置を採用すること。

(e)保健ケア経度のジェンダー対応性を改善し、特に災害対応の状況で、ジェンダー変革的措置を拡大すること。

(f)男女のために平等な雇用機会と賃金、有償の出産休業とケア・エコノミーへの大量の投資を義務付けることによって、経済的差別を克服すること。

(g)妊娠、出産または婚姻状態のための労働覇者の解雇を禁じること。

(h)女性支配の正規・非正規セクターにわたって、労働条件における健康と安全性を改善し、女性と女兒特有の職業的健康危機に対処すること。

(i)あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を防止し、捜査し、罰することによって、女性と女兒に対する暴力に対するゼロ・トレランスを示すこと。

82. ジェンダー変革的な気候・環境行動は、先住民族、人種的・民族的・性的マイノリティの集団、障害を持つ女性と女兒、思春期の女子、高齢女性、未婚の女性、一家の長である女性、寡婦、農村漁村と都会での貧困の中で暮らしている女性と女兒、女性性労働者及び国内避難民、無国籍、難民、亡命申請者、移動女性を含め、高い脆弱性の危険を有する女性と女兒の集団を優先するべきである。

83. 先住民族の女性と女兒は、「生命の領域」、パチャママ、または母なる地球と描写されるその環境との特別なつながりを有している。彼らは汚染、森林伐採、気候危機及び生物多様性の喪失によって不相応な悪影響を受けている。アフリカ系の人々、百姓、地方の地域社会の中には、似たような自然との深いつながりを持つ者もある。国家は以下を行わなければならない:

(a)自然の恩恵を保存し、保護し、回復し、持続可能なように利用し、公正に分ちあうためのすべての気候行動と努力にこれら地域社会の女性と女兒の集団的及び個人的ニーズと権利を認め、優先すること。

(b)先住民族、アフリカ系の人々、その他の自然に依存している農山漁村女性たちの伝統的知識、慣習的慣行及び文化的権利を保護する措置を取ること。

(c)伝統的知識、慣習、指導的責任に基づいて自然を持続可能なように保存し利用するために、自分の文化的アイデンティティと生計のために直接的に自然に依存している女性と女兒のための能力開発を支援すること。

(d)経済・開発・抽出・気候プロジェクトを許可したり、保護地域として土地を指定したりする前に、領土、文化遺産及び権利に影響を与えるすべての決定に自由で前もっての情報を得た同意の先住民族女性と女兒の権利を尊重すること。

84. 先住民族、アフリカ系の人々、その他の自然に依存している農山漁村地域社会の慣習法と慣行が、女性と女兒に対する差別の源であるかも知れないので、国々は、ジェンダー平等を保障したり、女性差別を禁止したりする法律から慣習法と慣行を除外してはならない。

85. 一つには、清潔で健全で持続可能な環境への権利に関するものを含め、貧困を逃れ、変革的環境の担い手としての農山漁村女性の中核であるので、開発途上国の大多数の人々にとって、土地は最も重要な資産である。国家は、先住民族とその他の自然に依存している地域社会が持っている集団的所有権と保有権を含め、先住民族とその他の自然に依存している農山漁村女性の土地と天然資源の所有権、保有権、参加権を法的に認めなければならない。

86. 清潔で健全で持続可能な環境への権利を保護する責務を果たすために、国家は、先住民族、アフリカ系の人々、地方の地域社会、農婦と女兒の土地、水、生態系を脅かす行動を防止するために、企業活動を厳しく規制しなければならない。国家は、これら中心的権利保持者によってなされる気候行動、環境管理、保存と回復への多くの貢献を認め、支持し、称えるべきである。

## VI. 企業の責任

87. 企業及びその他の非国家行為者は、大気、水、土壌を汚染し、気候危機をさらに悪化させ、生物多様性と生態系を破壊し、不健康で持続不可能な食糧を生産して市場に出すことにより、女性と女兒の権利を日常的に侵害している。企業は有害なジェンダー固定観念、商業主義、過剰消費及び自然の商品化を推進することに対しても責任がある。環境的に破壊的な企業活動は、高所得国から、人権と環境保護がより脆弱であるかまたは施行されていない低・中所得国にしばしば外部委託されている。さらに、環境団体の中には、女性と女兒に恐ろしい結果を与えて、人権を侵害し、生物多様性の成果を危険にさらす排他的な保存の取組を継続して用いているところもある。

88. ジェンダー変革的な企業慣行は、ジェンダーに基づく環境不正、差別、暴力を引き起こす家長的規範と不平等な力関係を変えることに貢献するべきである。「企業と人権に関する指導原則」に照らして、清潔で健全で持続可能な環境への女性と女兒の権利に関連する企業の責任は、以下のためにそれらを必要とする：

(a) その活動が引き起こすまたは寄与するかも知れないすべての実際のまたは可能性のある否定的な人権と環境のインパクトを明らかにし、評価し、防止し、止め、緩和し、効果的に矯正するために、人権と環境の相当の注意義務を実施し、その供給網と企業関係を通して、その活動、品物またはサービスに関連する否定的な人権、気候、環境のインパクトを防止または緩和するために。

(b) その女性と女兒と自然の健全さと権利と福利に与える否定的インパクトを公に明らかにするために。

(c) 実体的ジェンダー平等を達成することに公にコミットするために。

(d) ジェンダー格差を埋め、気候と環境の問題に対する権利に基づく取り組みを用いるこ

とを意図した法律と政策を支援するために。

(e)女性と女児の脅しまたは報復に関するゼロ・トレランス政策を実施するために。

(f)企業が引き起こすまたは寄与する環境害悪の影響を受けている女性と女児のために効果的救済策を提供または提供する際に協力するために。

## VII. 好事例

89. 清潔で健全で持続可能な環境への女性と女児の権利を認め、実施する多くの好事例がある。スペースの制約のためにこれらは別個の付録で強調される。

## VII. 結論と勧告

90. 人類は、ジェンダー公正で、生態的に持続可能な世界を創造しなければならない。この至上命令は、あまりにも深く相互に絡み合っているため、他方がなければどちらも達成できない。差別と持続不可能性はあまりにも相互に絡みあい、広がり、根深いので、権利に基づいた、組織的で、変革的な変化だけが、すべての女性と女児を含めた万人が清潔で、健全で、持続可能な環境への権利を享受する正しく持続可能な未来を達成できる。ジェンダー変革的な変化が、多くの国々でジェンダー平等の進歩を逆転させた COVID-19 の流行からの正しい回復の状況で特に重要である。

91. 特別報告者は、CSW、女子差別撤廃委員会、子どもの権利委員会、女性と女児に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者、上下水道への権利に関する特別報告者、食料への権利に関する特別報告者、危険物質と廃棄物の環境的に健全な管理と処分の人権に対する意味合いに関する特別報告者、先住民族の権利に関する特別報告者、国連ウイメン、UNEP 及び OHCHR によって提唱された気候変動、環境、女性と女児の権利に関する勧告を心から支持している。

### 1. ジェンダー変革的で権利に基づいた気候環境行動を促進する

92. 国家は、あらゆる地域と国内の法制度内で---女性と女児とすべての人々のための---清潔で健全で持続可能な環境への権利を認め、以下を含め、女性と女児のためにこの権利を成就するために、ジェンダー変革的行動の実施を促進するべきである。

(a)気候危機が女性と女児に与えるインパクトを制限し矯正する緩和、適合、補償に関するより野心的な行動をとること。

(b)基本的サービスを欠いている学校、保健ケア施設、その他の公共の建物、職場、家庭に、上下水道の提供を保障すること。

(c)最近の世界保健機関のガイドラインを組み入れることにより、大気の大気質の基準を強化すること。

(d)2030年までに普遍的アクセスを達成するために、年間50億ドルにまで清潔な料理への投資を規模拡大すること。

(e)女性と女兒に不相応な害を与える化学物質の規制を強化すること。

(f)発達神経毒をなくすための新しい国際条約を通して、毒物への女兒、出産年齢の女性、妊婦の暴露を防止する追加の措置を取ること。

(g)自然の監督、保護、回復における女性と女兒の役割を高めること。

(h)気候と環境が誘引となる強制移動と移動の牽引力とインパクトに対処すること。

(i)国内的に決定された貢献、「国内生物多様性戦略と行動計画」、土地の悪化中性化プロフィール及びその他の気候環境行動のための戦略で人権とジェンダー平等を優先すること。

(j)すべての環境部門と分野で指導的地位にある女性のためクォータ制を含め、ジェンダー平等を達成するための拘束力のある目標と予定表を確立すること。

(k)上記行動の分類されたインパクトを監視すること。

## 2. 気候・環境指導者として女性と女兒をエンパワーする

93. 国家は以下によって気候・環境指導者として女性と女兒をエンパワーするために、一時的特別措置を含め、行動を起こすべきである。

(a)女性と女兒のみの相談と安全な輸送、無料の育児、翻訳サービスの提供を通して、周縁化された女性と女兒のための参画に対する障害に対処すること。

(b)気候・環境政策と行動を立案し、実施する時に、女性課題に対して責任のある省庁とパートナーを組むこと。

(c)健全な環境、土地、その他の天然資源への女性と女兒の権利を擁護するために、国内人権機関、慣習的司法制度と地域社会のパラリーガル・サービスを含め、機関やメカニズムを強化すること。

## 3. 経済的行動者として女性と女兒をエンパワーする

94. 国家は以下を行うべきである：

(a)育児サービスを助成すること。

(b)金融へアクセス、マーケティングの支援と技術を含め、女性と女兒の起業家のための支援を強化すること。

(c)金融、技術、教育、訓練、改良サービスへのアクセスを含め、農業と漁業における女性の平等な権利と機会を推進すること。

(d) 圧倒的に女性である非正規労働者を正規の経済に統合し、社会保護を提供すること。

(e) 貧困の中で暮らしている女性と女兒を優先して、社会保護プログラムを改善すること。

#### 4. 女性と女兒のために情報と資源を強化する

##### 95. 国家は以下を行うべきである:

(a) 気候・環境問題と取り組んでいる草の根の女性団体のための資金提供を増額すること。

(b) 環境的に有害な活動から女性と女兒が指導する持続可能な再生の活動への助成金において、何千億ドルもを再方向付けすること。

(c) 多国間環境協定の下でのジェンダー行動計画実施のための資金提供を増額すること。

(d) 女性と女兒の完全で効果的な参画で立案され、決定され、女性と女兒に直接的に利益を与える低所得国と小島嶼開発途上国のプロジェクトのための負債ではなく助成金という形態でのジェンダー変革的な気候と生物多様性の金融を優先すること。

(e) 特に周縁化された地域社会で、環境上の危険と適合措置について、妊娠している患者に伝える十分な能力を保健ケア提供者に提供すること。

(f) ジェンダー変革的な予算を通して、本報告書の中の勧告の効果的実施を確保するために必要な資金を捧げること。

96. 総会と国連機関は、清潔で健全で持続可能な環境への権利のジェンダー変革的な実施を支援するべきである。人権理事会、国連条約機関及び国内人権機関は、普遍的定期的レビュー、国別見直し、捜査と公教育を通して、ジェンダー平等と環境正義とのつながりに対処するべきである。

97. 最後の勧告は、自分の特権と力を認め、変革の担い手、環境の指導者として、女性と女兒のエンパワーメントのための提唱者となり、清潔で健全で持続可能な環境への権利を実現する際に、女性と女兒を支援するために目に見え行動をとるべき男性に対するものである。

# 女性と女兒によるすべての人権の完全で効果的享受に 強制結婚が与える否定的インパクト (A/HRC/52/50)

## 国連人権高等弁務官事務所報告書

### 概要

本報告書は、強制結婚の問題に重点を置く。2022年9月1日と2日に開催された専門家ワークショップの参加者から集められた情報、諸国、国の人権機関、市民社会団体及びその他のステイクホルダーからの提出物、及び追加の調査に基づいている。

報告書の中で、強制結婚の多様な状況、地域社会と家庭内部の状況、外部の行為者によって課される状況が強調されている。すべての状況で、強制結婚の基本的牽引力は、女性と女兒を従属させ、その人間の尊厳と権利を侵害する家父長的イデオロギーと構造である。特に強調されるのは、女性と女兒に対する厳しい暴力事件としてのみならず、女性と女兒の被害者及びその子どもにとっての悲劇的結果を持つ奴隷制度の国際法の定義に応える状況という結果となることもある慣行としての強制結婚の慣行を防止するためのデータ収集に基づいた対象を絞った政策の必要性である。

### I. 序論

1. 本報告書は、コロナウィルス病(COVID-19)流行を含め、危機時の子ども結婚、早期・強制結婚に関する人権理事会決議 48/6 に従って提出されるものである。その決議の中で、理事会は、子ども結婚、早期・強制結婚に関する継続中の緊急性と厳しさを認めて、この慣行の発生を減らす際に遂げた進歩に対する COVID-19 の流行、紛争の状況、複雑な緊急事態、経済的不安定を含め、様々な危機が呈する脅威を認めて、すべての女性と女兒によるすべての人権の完全で効果的な享受に与える強制結婚の否定的インパクトについて、理解を高めるための丸2日間のワークショップを開催し、第52回理事会に、アクセスできる形式で、ワークショップに関する報告書を提出するよう、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)に要請した。

2. 専門家ワークショップは、強制結婚を受けた女性、関連国連機関、基金、計画、特別手続きマンデート保持者、国際・地域団体、各国、学者、国内人権機関及び市民社会団体を含めたステイクホルダーを含め、36名の専門家の参画を得て、2022年9月1日と2日に開催された。各国及びその他のステイクホルダーから追加の情報を集めるために、提出物の呼びかけがワークショップに続いた。2022年12月22日現在、16か国、6つの国内人権機関と地域団体及び15の国連団体及びその他のステイクホルダーから37の提出物が受領された。

## II. 国際人権法

3. 強制結婚の定義の核心に、完全で自由な同意の不在がある。「世界人権宣言」、「婚姻の同意、婚姻最低年齢、婚姻登録に関する条約」、「市民的・政治的権利に関する国際規約」、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」は、婚姻は、婚姻しようとしている配偶者の完全で自由な同意があつて初めて成立することを要求している。従つて、完全で自由な同意のない婚姻は、人権違反である。婚姻が神聖なものと考えられている場合を含め、様々な理由で、当事者の一方がこれを終わらせ離別することが許されない婚姻もこれに含まれる。
4. 総会、安全保障理事会及び人権理事会は、強制結婚を防止するための行動を要請し、「持続可能な開発目標」には、2030年までに強制結婚をなくすことが含まれている。「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスを防止し、闘うための欧州会議条約」では、強制結婚は、女性と女兒がさらされる深刻な形態の暴力として描写され、締約国は成人または子どもに婚姻を強制する意図的行為を犯罪化する義務がある。
5. 結婚しようとする配偶者の完全で自由な同意なくして成立する婚姻はないことを国際法は要求しているが、完全で自由な同意の不在を適切に明らかにすることは、状況に依存するかまたは状況によって変わるかも知れない。2022年9月のワークショップの専門家たちは、紛争地帯の武装集団のメンバーによる強制結婚、家族が始めたまたは見合い結婚と子ども結婚または早期結婚との間の差異を認めて、強制結婚は異なった状況でははっきりと分類されるべきではないかと提案した。参加者の中には、強制結婚は、完全で自由な同意のないすべての結婚を含む一つのカテゴリーであると考える者もあれば、基準点は情報を得た同意の不在よりはむしろ強制、無理強い、脅し、脅迫の要素がかかわる結婚ではないかと言う者もあった。
6. 婚姻への同意があるところでさえ、同意が正式には明白であるかも知れないが、実際には完全でも自由でもない場合がある。家父長社会で婚姻が起こる場合には、しばしば女性または女兒である婚姻当事者が、同意を控える力がないかも知れず、従つてその見かけの同意は完全でも自由でもないかも知れない。婚姻への強制は、身体的・性的暴力または身体的に制限されると言ったような明白な行為から情緒的圧力にまでわたる。
7. 人身取引の状況での強制結婚への同意に関しては、被害者の同意は、婚姻を有効にするものではない。「国連国際組織犯罪防止条約」を補う「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」の下で、意図されている搾取への被害者の同意は、脅しまたは力の行使、だまし、強制、支払いまたは利益の供与または受領、または権力または脆弱な地位の乱用によって得られるところでは関連性がない。従つて、そのような同意は、加害者が刑事責任を免れるために利用することはできない。
8. 「奴隷制度、奴隷取引、奴隷制度に似た制度または慣行の廃止に関する補助条約」は、

拒否する権利なく女性が支払いに基づいて婚姻を約束されたり、婚姻させられたり、女性の夫またはその家族またはその一族が受け取った価値またはその他に対して女性を別のの人に譲る権利があり、または女性がその夫の死亡によって別の人によって相続される義務があるといった制度または慣行の廃止または廃絶を義務づけた。強制結婚は、奴隷制度の国際的な法的定義に合致する状況という結果となることもある。当該慣行には、奴隷結婚、性奴隷、人身取引、強制労働が含まれる。

9. ほとんどの場合、強制結婚は終身刑であるが、強制労働の罫は何年も続くこともあることに留意して、強制結婚は、強制労働と共に現代の奴隷制度となると説明してきた者もある。さらに、強制結婚は、家事労働・家庭労働における強制労働または無償労働を伴う可能性があるため、強制結婚と強制労働の間にはつながりがある。

10. 当事者の片方または双方が完全で、自由で、情報を得た同意を表明していないことを仮定すれば、強制結婚は、子ども・早期結婚を含むものと考えられる。

11. ワークショップの専門家の中には、子ども結婚の状況には、子どもの生活に関する事柄に関する政策策定で意見を聴いてもらい、これに参画する子どもの権利がなければならぬと主張する者もあった。実際、必要な条件は、子ども結婚を含め、有害な慣行を防止する状況で、女兒がその意見を表明でき、その意見が相当に重視されるために必要な条件が設置されていなければならない。さらに、ワークショップの専門家たちは、国内の法律の中には、18歳になるまで思春期のセクシュアリティを犯罪化しているものもあり、またあるものは、すべての婚姻外セックスを犯罪化し、特に16歳から18歳の者にとってその条件を生み出す可能性があり、それによって社会的汚名から身を守るために早期結婚を選択することが好ましいことを指摘した。

12. 地域の調査の中には、その実家でのドメスティック・ヴァイオレンス、移動制限、異性と付き合うことに関する汚名、思春期のセクシュアリティを犯罪化する法律が引き金となった自分ではじめた婚姻の増加する傾向を述べたものもあり、こういった牽引力には特に対処しなければならないことを示している。

13. 女子差別撤廃委員会と子どもの権利委員会によれば、国々は、親の同意があろうとなかろうと、女兒と男児の法定婚姻最低年齢は18歳とすることを保障しなければならない。16歳から18歳までのいかなる例外も、婚姻最低年齢としての18歳という基準から逸脱しないものとみなされるべきである。より早い年齢での婚姻が例外的状況で認められるときには、絶対的最低年齢は16歳未満であってはならない。許可の根拠は合法的で法によって厳しく定められなければならないが、婚姻は、出廷しなければならない子どもまたは子ども双方の完全で自由で情報を得た同意に基づいて裁判所によってのみ認めなければならない。

### III. 国際刑事法

14. 強制結婚は、「国際刑事裁判所設立条約」で明確には犯罪化されていないが、Dominic Ongwen の事件の 2021 年の決定では、裁判所は、人間性に反する犯罪を構成する非人間的行為として強制結婚は---「国際刑事裁判所設立条約」の第 7 条(1)(k)の下で---継続する犯罪であり、「国際刑事裁判所設立条約」は、婚姻関係に入るという行為のみならず、全体の継続する強制関係を犯罪化すると述べた。

15. 強制結婚は、ある専門家によれば、大量殺戮ともなる大量レイプと大量妊娠の民族的政策の実施の一部であるかも知れない。安全保障理事会は、テロの戦略としてのダーイッシュがかかわる強制結婚と性奴隷の行為を非難してきた。強制結婚の女性被害者は、婚姻または紛争の終結後でさえその地域社会と家族からしばしば排斥され、こういった場合には、女性と強制結婚から生まれた子どもたちはしばしば見捨てられ、拒否され、除外される。

### IV. 強制結婚が女性と女兒に与えるユニークで有害なインパクト

16. 強制結婚が被害者に与える事実そのものが、それ自体被害者の人間の尊厳と人権の厳しい侵害となる。このことは前に述べた事件で国際刑事裁判所によって十分に説明された。

17. 女性と女兒は、強制結婚の主たる被害者である。強制結婚の被害者の 3 分の 2 以上と子ども結婚の被害者の 87%は、女性である。

18. 強制結婚は、身体的・精神的健康に危険を示して、女性と女兒の被害者にユニークな結果を持つ。女性にとっては、強制結婚は、しばしば、増加したドメスティック・ヴァイオレンスと相関関係があり、強制妊娠または望まない妊娠という結果となるかも知れない。婚姻上の権利の成就是、完全で、自由な同意のない性交渉を課すことを伴う可能性あり、性的同意年齢未満の子どもの配偶者に関しては継続する法的レイプとなるので、強制結婚と性的搾取との間にはつながりがある。子ども結婚の場合には、女兒の健康は妊娠と出産によって脅かされる。妊産婦死亡の危険は、15 歳未満の思春期の女兒で最も高く、妊娠と出産の併発症の危険は、10 歳から 19 歳の思春期の女兒の間で(20 歳から 24 歳までの女性と比べて)より高い。女性と女兒に対する差別に関する作業部会は、性的虐待、包括的な性教育の欠如、または子ども結婚のような有害な慣行によって引き起こされる強制妊娠と早期妊娠の幅広い発生に留意した。

19. 強制結婚は、女性と女兒の発達と社会的・経済的生活における機会の平等を止める。子ども・早期結婚は、中・高等学校の落ちこぼれと停学に繋がり、これが女兒から教育への権利を奪う。女兒の教育が限られてきたところでは、彼女たちは、ほぼ確実に、自分自身の生活に関連する意思決定力をかなり減らされる。一旦結婚を強制されると、家庭を維持するために合理的に期待されているものを超えたりまたはその範囲内で、女性にとって

家事苦役のより大きな危険がある。このジェンダー化した反響は、夫が妻よりもかなり年上である結婚でさらに悪化する。

20. 家父長的文化規範の状況で広がっている状況として、強制結婚は、ほとんど例外なく、家族の資源、生計、家族の財産、相続の配分の剥奪を含め、家庭での女性と女兒に対する差別を伴う。強制結婚は、その婚姻から生まれた子どもたちの保護への権利において女性差別を伴うかも知れない。

21. 強制結婚が女性と女兒の人権に与えるインパクトは、これを、女性と女兒を生活のあらゆる領域での権利の侵害にさらすジェンダー化した有害な慣行にする。

## V. 強制結婚のデータの推定と傾向

22. 現在生きている約6億5,000万人の女性と女兒は、今日、18歳になる前に結婚した。子ども結婚は現在世界の推定に必要な規模または特異性で適切に測定されていないので、この数字は過小評価されている可能性がある。

23. 地域と国によって広がりや程度にかなりの差があるにもかかわらず、強制結婚は世界のすべての地域で起こっており、民族、文化、宗教の線を越えている。強制結婚の発生は、低中所得国で最も高いと報告されている。国連子ども基金(ユニセフ)とその他の筋は、子ども結婚の地域的広がりが地域の国々にわたる幅広い多種多様性を覆い隠していることを指摘している。例えば欧州連合では、子ども結婚の率は、周縁化された地域社会の間で急上昇している。

## VI. 牽引力と状況の多様性

24. 強制結婚は、ジェンダーにもとづく差別と家父長的イデオロギーと構造に深く根付いている。強制結婚が起こる現実様々で、状況に特化した介入が必要である。強制結婚の状況に特化した現実は、強制結婚が被害者の家族または地域社会によって開始されたり行われたりする内的な社会的牽引力または強制結婚が紛争地帯の武力集団のメンバーによって課される外的牽引力と言う強制結婚の2つの異なった社会現象に分けることができる。

### A. 内的な社会的牽引力

25. 強制結婚の主要な内的な社会的牽引力は、女性と女兒を差別し害を与える文化的または宗教的慣行である。こういった慣行への固執は普通、質の高い教育の欠如と共に、貧困の状況での社会経済的状況によってさらに悪化する。

26. 強制結婚は、文化的または宗教的状況が直接的または間接的にこれを大目に見たり許したりする地域社会で行われている。この慣行が生き残っていくことのできる文化的・宗教的状況は、ジェンダー固定観念、差別、家父長的価値、地域社会のアイデンティティを保ったり、婚姻を通して女兒を保護したりするための典型的に根強い有害な伝統または慣

習的慣行が有力である根強い有害な伝統的・慣習的慣行を持つ状況である。文化的または宗教的規範がこれに反対する場合には、たとえ貧困や教育の欠如のようなその他の牽引力が存在するところでさえ強制結婚は起こる可能性がない。

27. 家族または地域社会が始めた強制結婚では、婚前性交渉に汚名を着せ、性と生殖に関する健康と権利へのアクセスを制限する宗教的・文化的規範が、役割をはたす。女兒の身体の管理、特に純潔、未婚であるという汚名からの女兒の保護及び女兒を従順な妻にする社会化が強制結婚の重要な牽引力である。家族と地域社会の名誉にとって破壊的と考えられるであろう婚前性交渉に陥りやすいと女性と女兒が固定観念化されているところでは、女兒は子どものままで結婚することを強いらられるかも知れない。不道德な行為から女兒を保護することは、子ども結婚の背後にある明確な動機と説明されてきた。さらに、文化によっては、家族への支払いと交換で、または負債の帳消しとして、または家族の紛争を解決するために女性と女兒が結婚を強制される。

28. 国によっては、女兒の婚姻最低年齢を 10 歳または 13 歳とし、男児の場合はより高い年齢にして、法律が直接的にまたは間接的に子ども結婚を奨励しているところもある。レイプ犯が、普通女兒の家族の同意を得て、被害者と結婚することにより、刑事制裁を免れるところもある。宗教的権威が婚姻を促進するためにローン認めるところでは、低所得の家庭は、これらローンの資格を得るために女兒を結婚させるかも知れない。

29. ワークショップの専門家の中には、強制結婚の牽引力として、貧困を明らかにした者もあった。彼らは、貧困が、家族が自分で経済的可能性を持つとはみなされていない扶養家族の女兒または独身の女性を養う経費の問題が、強制結婚によって最もうまく解決されると考える結果となるかも知れないことを指摘した。強制結婚の問題と家庭内の経済的不安定、貧困及び収入の機会の欠如の間に強い相関関係が発見されてきた。例えば、4 か国をカバーする 2021 年の調査で、これまでの 4 週間で飢えを経験したことのある子どもは、飢えを経験したことのない子どもよりも幼児期に結婚する可能性が 60% 高いことが分かった。家族の中には、女性と女兒に経済的持続可能性と性的保護を提供する唯一または最高の方法は、結婚を通すものであるという信念または誤解に基づいて、実行可能な生計の代替手段がない中で、生存の戦略として強制結婚に訴えるところがあるかも知れない。ある文化的状況では、強制結婚は、花婿の家族が花嫁の代価を支払ってくれる時のように、金銭的利益のためである。

30. 子ども結婚は、女兒の教育の低レベルと密接に関連していることが観察されてきた。地域の中には、調査が、現在学校に通っていない子どもは、現在学校に通っている同輩よりも結婚する可能性が 3.4 倍高いことを示しているところもある。サヘル地域では、教育のない若い女性は、同輩よりも 18 歳前に結婚する可能性が 10 倍高いと伝えられている。女兒が中等教育を修了する歳が一年増えるごとに、6.1 ポイント子どもとして結婚する可能性が減り、16 か国にわたって、18 歳前に第一子を持つ可能性が平均して 5.8 ポイ

ント減少する。もし普遍的な中等教育が達成されれば、子ども結婚は文字通り撤廃できるであろう。対照的に、初等教育は、ほとんどの国々で子ども結婚または早期出産のより低い危険とは関連していない。

31. 強制結婚のために女性と女兒を標的とすることは、女性と女兒は男性と男児に劣ると考える差別的な家父長的な文化的または宗教的慣行の結果であり、貧困と教育の欠如を引き起こすわけではないが、これをさらに悪化させる。家父長的社会では、女性と女兒に対する差別が、典型的に、域社会内の女性と女兒の間の低い人的資本に繋がり、その結果、女性と女兒を強制結婚の標的とするという結果となる要因である質の高い教育、雇用機会及び性と生殖に関する健康情報とサービスへのアクセスの欠如という結果となる。

32. 一方では、家父長的な文化的・宗教的要因、もう一方では貧困と教育の欠如が、両方ともはっきりとして相互に関連している。女性の貞淑、慎み深さ、婚姻内の責務を家庭と地域社会における専らの責務とみなす家父長的文化と宗教的信念が、女兒の教育の欠如を永続化している。代わって、女兒の教育の程度の低さが、その社会経済的機会を制限し、家庭と地域社会におけるその固定観念的で制限された役割の継続を可能にしている。

33. 強制結婚を遅らせる義務は、国家の法制度と当局の社会経済的インフラの規制にかかっている。強制結婚の慣行によって侵害されている女性と女兒の人権を国家が尊重し、保護し、成就することは、彼らの責務である。国家の中には制止するインフラを提供できないところもあるのは怠慢だからである。そのような怠慢には、国家が婚姻登録を要求できないこと、婚姻最低年齢を18歳に定められないこと、強制結婚の被害者のために適切な通報制度やホットラインを提供できないこと、強制結婚によって女性と女兒に引き起こされた損害について適切な情報を提供できないこと、そのような結婚式の遂行に参加することを地域社会と宗教指導者に禁じることができないことが含まれる。こういった怠慢は、加害者の刑事責任免除と説明責任の欠如と被害者の司法へのアクセスの欠如という結果となる。社会経済的インフラにおける怠慢には、国家が18歳になるまでの女兒の教育と学校への出席を保障できないこと、強制結婚の主要な悪化させる要因である貧困のインパクトを十分に減らしたり緩和したりできないことが含まれる。

34. 2022年9月のワークショップで専門家が指摘したように、強制結婚に繋がるかも知れない牽引力と悪化させ要因は、社会状況によって様々である可能性がある。家父長制はそのような婚姻が起こる全体的構造であるが、明確な牽引力には、望まれないセクシュアリティを抑制し、「家族の名誉」を守り、同輩グループまたは家族の圧力に対応し、家族の絆を強化しようとし、財政的利益を達成し、土地、財産及び富が家族に残ることを保障し、文化的・宗教的理想と考えられるものを保護し、子どもまたは支援が必要な成人のケアを保障し、居住権と市民権の主張を支援して、慣習的慣行、女性のセクシュアリティに対するタブー、無償の家事労働、教育または代替の生計へのアクセスの欠如が含まれるかも知れない。悪化させる要因には、貧困、食料の不安定、程度の低い教育が含まれる。

ワークショップの専門家たちは、それぞれの状況での主要な理由を明らかにするために、問題の重なり合う理解と枠づけを得るために対象を絞った調査の必要性に関して全員一致で合意した。

35. COVID-19 の流行、紛争、政治的 COVID 不安定及び気候変動の間の重なり合いは、すでに生存と闘っている地域社会の間で、強制結婚の危険をさらに悪化させてきた。COVID-19 の流行は、強制結婚の発生をさらに悪化させる要素である底辺にある要因をさらに悪化させた。国連人口基金(UNFPA)は、さらに 1,300 万人の女兒が、流行病関連の制限、経済的業績悪化、ジェンダーに基づく暴力、増加する社会経済的不安定の結果として、2020 年から 2030 年の間に結婚させられるであろうと警告した。極度の貧困と比較的低い学校の出席率の前例のない増加を含め、こういった要因のすべてが、強制結婚に対する脆弱性の増加と関連している。COVID-19 のインパクトは、社会全体で感じられつつあるが、特に最も周縁化された人々に悪影響を及ぼした。

36. COVID-19 の流行中に、世界的にそして特にすでに財政的にあまり強靱ではなく、職や賃金の喪失に対してより脆弱な中・低所得国で、低所得家庭は、教育への支出を減らしたり、家庭の規模を縮小しようとしてきた。流行病関連の制限は、強制結婚の危険、発生、インパクトを減らすために重要な支援サービスを含め、支援サーヴィスへのアクセスを減らした。社会的・法的保護サービスが破壊され、強制結婚の危険にさらされている者のための身元確認メカニズムを中止し、ジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーのためのケアをアクセスできないものにした。事態は、移動の位置が明確でない女性と女兒、難民、国内避難民、遠隔地域で暮らしている者及び障害者にとって悪化した。

37. さらに保健サーヴィスへのアクセスの制限は、避妊法と安全な妊娠の中断法を含めた性と生殖に関する健康情報と支援へのアクセスを損ない、貧しい周縁化された女性が、最も厳しい悪影響を受けたことを調査が示している。家族計画サーヴィスへのアクセスの欠如は、状況によっては、望まない妊娠と強制結婚をするようにとの女性と女兒への圧力を増す結果となった。流行病初期の UNFPA の調査によれば、114 の低・中所得国で、COVID-19 のための主要なサービスの破壊を伴った 6 か月のロックダウン中の家族計画サーヴィスへのアクセスの欠如が、700 万件の望まない妊娠という結果となるであろう。

## **B. 強制結婚の外部からの押し付け**

38. 人道危機時には、性暴力の現実のまたは想定される危険とその結果としての「家族の名誉の損傷」に関連した家族と社会的・法的ネットワークの崩壊が、幼くして女兒を結婚させるという家族の決定の牽引力である。紛争中に、強制移動と自然災害、財政的圧力と食料の不安定が、子ども結婚の広がりを増やすかも知れない。信頼できる所得創出機会、教育機会、土地へのアクセスまたは支援制度がなくては、家族は、夫またはその家族が養ってくれることを希望して、女兒を結婚させてしまう追加の圧力を感じるかも知れない。

安全保障の理由で、女兒が学校から引き出される最初の者であり、その教育のアクセスを制限されることを調査が示している。限られた教育は、ますます家に閉じ込められることと相俟って、家庭にいる女兒は財政的重荷となり、結婚が、保護と財政的安定を提供できるという認識に繋がっている。

39. 紛争状況の中には、武力集団が、女性と女兒に強制結婚を強いてきたものもある。例えば、女兒と女性は、シリア・アラブ共和国の Da'esh、ナイジェリアとカメルーンのボコ・ハラム、ソマリアのアル・シャバーブのメンバーと結婚することを強いられてきた。同様の強制結婚の事例は、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、リビア、マレーシア、シエラレオネ及びウガンダで報告されてきた。

40. 国によっては、宗教的マイノリティに属する女性と女兒が誘拐され、暴力の脅しを含め身体的・情緒的虐待を受け、強制的に結婚させられるところもある。場合によっては、選択結婚を装って、被害者が改宗を強制される。国連麻薬犯罪事務所(UNODC)が述べたように、強制結婚は、人身取引者によって、性的に家事苦役または強制労働で搾取される目的国または地域社会に女性または女兒を連れて行く手段としても用いられるかも知れない。UNODC によって分析された強制・虐待・搾取結婚の多くで、婚姻は、配偶者またはその家族の家に被害者を輸送または移送することに関連していることもある。

41. 紛争が牽引する人身取引、テロリズム、暴力的極端主義及び国際組織犯罪の状況では、サヴァイヴァーとレイブから生まれた子どもにとって強い政治的・安全保障の課題を呈する。誘拐された女性と女兒は、帰還時にしばしば家族や地域社会によって汚名を着せられ、拒否される。こういった強制結婚の子どもたちも家族によって汚名を着せられ、差別され、虐待され、遺棄され、保健ケアと教育のような基本的権利とサービスへのアクセスを否定される。テロリスト集団に所属していると見なされる特別な汚名が、サヴァイヴァーとその子どもたちの生活に劇的な悪影響を及ぼすこともあり、社会的受け入れ、統合、経済的生存の見込みを減らす。

## VII. 予防・保護措置と有望な慣行

### A. 強制結婚に対処する

42. 強制結婚を撤廃するために、国々は、緊急の積極的防止措置を取るよう要請される。これら措置の中には、刑事的抑止と懲罰の領域に入るものもある。またあるものは、民法、社会給付、意識啓発及び教育を通して、経済社会的措置の領域に入るものもある。強制結婚の継続する慣行がある限り、国家は被害者のために保護、司法へのアクセス、完全な補償及びリハビリを提供することが要求される。

43. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第5条(a)の下で、両性のどちらかの劣勢または優勢の考えまたは男性と女性の固定観念的役割に基づく偏見と慣習のパターンを修正するすべの適切な措置を取らなければならない。女性に対する差別的態

度と行為は、変えなければならず、女性と女児の雇用、教育、財政並びにその家庭と子どもの安全が国家によって保障されなければならない。生活のあらゆる分野での女性の事実上の平等は、強制結婚撤廃の基本的条件である。女性と女児のエンパワーメントは、変革の担い手として行動し、強制結婚の慣行を牽引し永続化する差別的な文化的・宗教的態度の変革に参加する可能性を最大限にすることに貢献する。

44. 女子差別撤廃委員会は、国家には、家庭内で女性の平等への権利を尊重する責務があり、慣習法や宗教法を含め、女性を差別する全ての法律を撤廃するべきであることを強調してきた。国家は、その家族法制度が世俗的であろうと宗教的であろうとまたはその双方であろうと、女性を差別する法があるならば、その責務に違反していることになる。

45. 受け取った情報によれば、国家は強制結婚を防止し、禁止する措置を採択してきた。しかし、ワークショップの専門家も受け取った情報のいくつかも、多くの国家が強制結婚をはっきりとしたカテゴリーとして明確に明らかにしておらず、これを女性に対する暴力行為またはドメスティック・ヴァイオレンスとして扱っているという事実を指摘している。ワークショップの専門家によって提唱されたように、対象を絞った政策措置の開発は、独立した形態の女性に対する暴力と撤廃しなければならない有害な慣行としての強制結婚の扱いを要求している。

46. 強制結婚の多様な状況と牽引力は、刑事上の禁止と懲罰のような防止措置と社会経済的措置と被害者の保護に対して、異なった政策の意味合いを持つ。これら対象を絞った政策措置には、国々によってまだ普通には行われていない特異なデータ収集が必要である。

## **B. 禁止、犯罪化、懲罰**

47. ほとんどの国は、国際法の下で要求され、国際人権メカニズムと専門家によって基本であると見なされているように、18歳未満の子ども結婚を禁止してきた。しかし、多くの地域にわたる多くの国々で、性関係への同意の最低年齢に従って、女児が16歳以上である場合の子ども結婚の禁止には例外がある。

48. 子ども結婚の禁止は、普通、両親と後見人の刑事責任を伴うが、ワークショップの参加者たちは、これが課題であることを明らかにした。家族の刑事責任は、依然として抑止力として重要であるが、一家の長の訴追と投獄または罰金を課すことは、家族の貧困をさらに悪化させるかも知れず、従って逆効果であるかも知れない。

49. 女児が18歳未満である場合を含め、女性または女児が同意する配偶者と共に結婚を強制される場合、配偶者は普通、刑事的に責任があるものと考えられるであろう。特にかなりの年齢差がない場合の子ども結婚における配偶者の訴追と懲罰の反応について行われた現地調査で、これらが家族によって結婚させられ、妊娠しているかも知れず、または子どもを持っているかも知れず、配偶者が刑務所にいる間、社会経済的にどっちつかずの状態にあると考えらる女児の脆弱性をさらに悪化させることが分かった。

50. 強制結婚の被害者は、報復の恐怖のためであれ、家族を犯罪者にする恐怖のためであれ、しばしば自分の家族を通報することをためらっている。国々の中には、保健ケア、教育、育児、社会支援、青少年ケア及び司法セクターの専門家に通報の責務を課す有望な慣行を導入してきたところもある。

51. ワークショップの専門家たちは、地域社会と宗教の指導者をかかわらせ、強制結婚の害悪についての意識を高める努力と並んで、強制結婚の脅しまたは行為を防止または通報する責務は、強制結婚の被害者または被害者となる恐れのある者を扱うことにかかわっている専門家と地域社会・宗教指導者に課されるべきであると述べた。国家の従業員に対する懲戒処分と宗教または地域社会団体に対する国家の助成金の停止のような抑止措置が、その責務を果たせなかった場合に必要と考えられるかも知れない。

52. 人道の場で、外部から押し付けられた強制結婚の事例の責任は、独自の別個の形態の身元確認、訴追及び懲罰を必要とする。こういった状況では、人権侵害に対する説明責任に加えて、責任と懲罰は、普通、国際人道法または国際刑事法と手続きに従う。人権理事会は、人道パートナー、保健ケア提供者及び専門家の支援を得て、関係する地域社会及びその他のステイクホルダーと完全に協働して、紛争の防止、民間人の保護及び情報とサーヴィスへのアクセスに重点を置く努力に介入を統合し調和させることにより、人道の場で強制結婚を防止し、対応し、撤廃するために、監視と介入を強化するよう各国に要請してきた。「人道行動にジェンダーに基づく暴力の介入を統合するための機関間常設委員会ガイドライン」には、役に立つガイダンスが含まれている。

53. 人身取引者によって強制結婚が課される場合には、被害者の保護体制は、身元確認、同意、居住権、厚生及び原状復帰に関する規定を持つ「人身取引プロトコール」の下でも規定されている。人身取引被害者としての強制結婚被害者の身元確認を促進し、そのような被害者とその子どものための保護の特別措置を開発するための指標を開発するために、さらなる調査が必要とされる。

54. 宗教的マイノリティの女兒が、家族から誘拐され、人身取引され、時には年齢が倍にもなる男性と強制結婚させられ、強制的に改宗させられるという報告がある。この慣行は普通効果的な禁止を受けていない。この状況での強制結婚の被害者のための保護を強化するために、人身取引の防止と被害者の保護のための措置が適用されるべきである。

### **C. 被害者の保護**

55. 被害者の司法へのアクセスには、被害者は思いとどまるための身体的・心理的圧力を受けるかも知れず、報復またはいわゆる「名誉殺人」の危険に局面するかも知れないので、無償の弁護士または法的援助及び婚姻を無効にするプロセスの間保護のためのシェルターを持つ支援制度が必要である。被害者が非正規の法廷または必要な法的基準に従わないかも知れない地域社会の指導者に向かったりする事態を避けるために、裁判所のプロセスを促進する必要性も提案されてきた。

56. 被害者のための身体的・性的・心理的ケアのための支援制度は、性暴力一般の被害者のための制度の不可欠の部分である。しかし、しばしば配偶者またはその家族の厳しい監督下にある強制結婚被害者の特別な状況は、彼女たちがしばしば移動の自由と援助を求めるためのコミュニケーションの手段へのアクセスの自由を奪われていることを意味する。従って、保健ケア、教育、育児、社会的支援、青少年ケア及び司法部門の専門家のための通報規範は非常に重要である。専門家たちは、強制結婚を明らかにする時に、どのように行動するかに関してよく考えられ決定を下す段階的計画を用いるために、この通報規範を用いることが要求されるべきである。

57. 強制結婚の被害者のための更生センターとシェルターは、ドメスティック・ヴァイオレンスの被害者のための施設内に提供されるかもしれない。家庭から暴力的な家族を除去する間、被害者が自分の家庭にとどまることを認める保護命令は、状況によっては、追加の可能性となるかも知れない。

58. 強制結婚の法的地位は、異なった制度にわたって様々である。婚姻が最初から無効で空虚である制度もあれば、手続きが取られれば無効にされる制度もある。最初からの無効は、婚姻を終わらせるために何の手続きも必要とされないという利点があるが、文化的・宗教的・法的場によっては、無効が、ジーナ(婚外性交)の罪または同棲から生まれた子どもの非合法性に繋がるといったように、被害者の利益にさらなる害を引き起こすかも知れない。被害者の無効の要請を処理するための当局と共に、司法であれ、行政であれ、支援機関が存在することを保障する保護が設置されている限り、婚姻を無効にするかどうかの選択権を被害者に提供することが好ましい。異なった状況でこの問題を慎重に分析するためにさらなる調査が必要とされる。

59. ワークショップの専門家たちは、強制結婚の子どもたちの状況に関して重大な問題を提起した。妊娠または出産が女性または女兒に強制されるかも知れない。婚姻の解消の場合には、母親はその子どもの親権を地域社会によって拒否されるかも知れない。武力団体のメンバーによる婚姻の外的押し付けの場合には、母親と子どもはしばしば地域社会によって拒絶される。強制結婚の解消後の女性とその子どもを支援するためには、対象を絞った政策と措置が必要とされる。

#### **D. 有望な慣行**

60. 多くの国々は、その提出物の中で、女性と女兒に対する暴力を防止し、強制結婚と闘うための基礎となる平等権と機会を彼女たちに与えることを目的とする法律と国の行動計画を強調した。国々の中には、そのような措置は、自分自身の生活について決定を下すようにエンパワーして、女性と女兒の自治を保障することを明確の述べたところもあった。

61. 国家による有望な慣行において、強制結婚を奨励する文化的または宗教的慣行を防止する際の刑法の役割への注意が高まっている。そのような慣行には、花嫁の価格、花嫁の

交換と誘拐の禁止、被害者と結婚する強姦者に対する訴追からの無罪放免の取り消し、婚姻が行われる国で強制結婚が犯罪でなくても、海外で誰かに結婚を強制したことがある国民を訴追できるという規定が含まれる。

62. 強制結婚の防止に向けた積極的優遇措置プログラムの有望な実践例がある。これらには、娘の教育を支援できるように、貸付へのアクセスの制約に対処する女性のために対象を絞った基金が設立される女性主導の事業開発計画、中等・高等教育のための奨学金、地域社会の圧力に耐える能力を高めるために、この慣行が存在するマイノリティまたは移動者の女性と女兒のより幅広い地域社会への統合のためのプログラム及び早期妊娠の場合に、通学を継続するための女兒のためのプログラムが含まれる。

63. 意識啓発のための市民社会団体とのパートナーシップの設立は好事例である。変革の担い手としての市民社会行為者とのパートナーシップとある国々でのその活動に対する資金提供は、良好な結果を生んできた。子ども結婚、早期・強制結婚の防止に取り組んでいる NGO の能力を強化するためのプロジェクトも、裁判官、警察、心理学者、子どもサービスの地方行政と地区及び市民社会団体を含めたパートナーと国家・非国家行為者の間の多部門的取り組みと同様に良好であった。その他の有望な慣行には、今では変革の大使であり、懐古的な文化的慣行を捨てている女性と子どものチャンピオンのネットワークと共に、学校でのキャンペーンが含まれる。流行病関連の制約にもかかわらず、行動変容を育成する努力への女兒と男児の参画を改善することに国家とその他のステイクホルダーが様々な程度で取り組んできた方法のその他の例がある。

64. 人権理事会によって要請され、ワークショップの専門家と受け取った情報で勧められたように、強制結婚の被害者とサヴァイヴァーの政策策定への参画は、極めて重要である。ワークショップには、強制結婚によって引き起こされる取り返しのつかない損害を理解するためにその貢献が基調であるサヴァイヴァーの参画、これを免れようとして被害者が直面するほとんど乗り越えられない障害及び国の機関による時宜を得た外部からの介入の必要性が含まれた。

65. 意識啓発は、強制結婚が行われている地域社会でこれを撤廃するための明らかに重要な条件である。この点で、国々による様々な有望な慣行には、対象となる地域社会で配布され、オンラインと視聴覚放送とウェブ上のガイダンス資料と支援サービスへのアクセスで利用できる様々な言語でのチラシで強制結婚についての情報を与える有害な慣行に関する行動アジェンダの採択が含まれる。

## VIII. 結論と勧告

66. 強制結婚は、国際法の下で禁止されている。女子差別撤廃委員会と子どもの権利委員会は、締約国に防止する義務がある有害な慣行としてこれを分類している。「持続可能な開発目標」には、2030年までに強制結婚を撤廃するための明確で緊急の呼びかけがあり、

国際人権メカニズムと幅広い国連機関は、この慣行をなくすことに努力を集中してきた。COVID-19の流行と関連した強制結婚の増加とその紛争地帯での広がり、この目標を達成するためのこれまで以上に断固とした行動を呼びかけている。

67. 強制結婚の害悪を避ける唯一の完全に効果的な方法は、これが起こることを防ぐことである。強制結婚は普通生涯のものであり、その害悪は被害者の生涯と被害者から生まれた子どもの生涯にあまりにも広がっているため、遡及的な被害者の保護は当然不適切である。

68. 貧困が時には強制結婚の主たる牽引力として明らかにされるが、経済的困難が、ジェンダー不平等の蓄積したインパクトとこの有害な慣行を煽る文化的または宗教的寛容と共に、代わって、悪化させる要因と見られるべきである。教育と経済的利益への限られたアクセスの結果として、家庭と地域社会において、女性と女兒が従属的地位を持っているところでは、強制結婚の慣行が促進される。

69. 女性と女兒に対する暴力を防止する措置は、明確に関連性はあるが、強制結婚を防止するには十分ではない。レイプとドメスティック・ヴァイオレンスは、強制結婚とは別個の犯罪である。強制結婚の効果的防止には、発生前の早期警告、警報、通報が必要である。

70. 平等と非差別への権利は、強制結婚との闘いに対する重要な要素であるが、法的権利だけではそれが家庭と地域社会内の女性の事実上の平等に変わらなければ、この慣行を撤廃するための十分な基盤とはならないであろう。その間に、強制結婚を防止するには特別措置が適用されなければならない。

71. 強制結婚の防止の成功は、ジェンダー不平等、貧困、程度の低い教育、性と生殖に関する健康サービスに対する障害を含め、その根にある社会経済的原因との闘いに基づいていなければならないという明確な認識が、すべての国連人権メカニズムとワークショップの専門家の間にある。

72. 専門家ワークショップでの討論と本報告書に含まれているさらなる分析に基づいて、この問題に関する以前の報告書に含まれていた勧告を想起して、OHCHRは、国々が関連ステイクホルダーとの協働で、以下の行動を取るよう勧告している：

(a) 強制結婚をはっきりとした本質的な女性と女兒の人権侵害として認め、このようにして強制結婚の明確化を可能にし、撤廃と被害者の保護のための対象を絞った政策措置の開発を促進すること。

(b) 強制結婚の多様な状況を認め、これら異なった状況での防止と被害者の保護に適切な対象を絞った介入を提供すること。

(c) 早期・強制結婚を可能にし、正当化し、または子どもを導くかも知れないあらゆる規定を含め、直接的または間接的に強制結婚を認めるすべての法律を廃止すること。

(d)婚姻の最低年齢を18歳と確立し、子どもの最高の利益で、そのような結婚を例外的状況として許可することを厳しく制限して、16歳未満の子どもをかかわらせず、司法の決定のみで、18歳未満の婚姻を防止するために法的・政策的措置を取ること。

(e)強制結婚を可能にする宗教的・文化的制度の場合のように、非正規の複数の法制度で、平等への女性の権利を保証し保護するために相当の注意義務を行使し、女性と女兒に救済策と脱出の可能性のための民法の選択肢を提供すること。

(f)関連する場合には、教育、訓練、経済的機会及びドメスティック・ヴァイオレンスからの保護を含め、強制結婚の被害者に支援サービスを提供すること。

(g)国際人権法と基準に従って、強制結婚の被害者に、望まない妊娠を防ぐために、性と生殖に関する健康サービスへの料金が手頃なアクセスがあることを保障すること。

(h)強制結婚の防止に対する責任を確立するという目的のためにも、婚姻登録を確保し、すでに起こった未登録または非正規の婚姻に関して相当の注意義務を行使し、それらを禁止と保護の措置内に含めること。

(i)強制結婚を禁止し、経済状況を考慮に入れて、国の役人または地域社会または宗教指導者によって強制結婚が行われたことと、被害者の責任ある家族に対して最も効果的な制裁に関する情報を含め、実際のガイドラインを開発し、被害者自身が決して犯罪化に直面しないことを保障すること。

(j)子ども結婚の場合には、犯罪化が子ども結婚の牽引力となるので、同意のある非搾取的性活動に対して同様の年齢の思春期の女子を犯罪することを避け、強制結婚そのもので、思春期の配偶者を犯罪化しなすこと。

(k)強制結婚の事例で、通報、苦情及び援助の要請を処理する際に、被害者のプライバシー、機密性及び安全性を保証し、汚名、社会的排斥または報復を受けないことを保障しつつ、女性と女兒のニーズと恐怖に対処する措置を取ること。

(l)保健ケア、教育、育児、社会的支援、青少年ケア及び司法セクターの関連専門家に、通報の要件を課し、このようにして被害者の身元確認、できれば強制結婚の防止、被害者のための支援措置の活性化及び適切ならば、刑事訴追のための支援措置の活性化を可能にすること。

(m)特に家族の財産、土地と相続へのアクセス及び婚姻時の財産に関連して、強制結婚とその解消時の女性と女兒の経済的権利を保護するための特別規定を導入し、強制結婚の被害者と関連する場合にはその子どもが、現状復帰措置を含め、完全な補償を認められることを保障すること。

(o)強制結婚の被害者から生まれた子どもに関して、母親が後見人制度や後見、または養子縁組のために子どもをあきらめることに関して選択権を持ち、強制結婚から生まれた子

どものために社会ケアが提供され、母親の地域社会と家庭への再統合のために社会的・財政的支援が提供されることを保障し、強制結婚とレイプから生まれた子どもが直面する人権課題に対処するために、データの収集を行い、政策イニシアティブを開発すること。

以上